

特許庁委託事業

インドネシアにおける 商標制度・運用に係る実態調査

2022年3月
独立行政法人 日本貿易振興機構
バンコク事務所
(知的財産権部)

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）が現地調査会社に委託し作成したものであり、調査後の法律改正などによって情報が変わる場合があります。掲載した情報・コメントは調査委託先の判断によるものであり、情報の正確性や一般的な解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報等に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび調査委託先は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付隨的、あるいは懲罰的な損害および利益の喪失について、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたかにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロまたは調査委託先が係る損害等の可能性を知らされていても同様とします。

目次

第1章 はじめに	7
1. 背景、目的	7
2. 調査概要	8
第2章 インドネシアにおける商標制度.....	12
1. 出願統計	12
1.1. 2017年から2021年8月までの年別商標出願件数.....	12
1.2. 2017年から2021年8月までの非伝統的商標の出願件数.....	13
1.3. パンデミック期間中の出願件数.....	13
2. 商標法等の改正動向.....	15
2.1. 商標法	15
2.2. 雇用創出に関する2020年法律11号(オムニバス法).....	20
2.3. 商標の審査基準	27
2.4. 電子出願	32
3. インドネシアの商標制度を理解する上での前提.....	34
3.1. インドネシアにおける商標を規制する法律および施行規則	34
3.2. 法的枠組み—国際標準と比較.....	35
3.3. インドネシアにおいて商標を担当する当局	36
3.4. インドネシアにおける商標制度	36
3.4.1. 先願主義	37
3.4.2. 商標の使用およびその宣言書または陳述書の要件	37
3.4.3. 優先権主張の可否	37
3.4.4. 多区分出願の可否	38
3.4.5. 分類/指定商品役務	38
3.4.6. 権利不要求(disclaimer)制度の有無	39
3.4.7. 団体商標制度の有無	39
3.4.8. コンセント制度の有無	39

3.4.9.	情報提供制度の有無	40
3.4.10.	商標の保護期間	40
3.4.11.	商標権者に認められる権利	40
4.	商標の保護対象	41
4.1.	商標の定義・保護対象	41
4.2.	非伝統的な商標に関する留意点	42
5.	審査フロー	44
5.1.	商標出願手続のフローおよび手続期間	44
5.2.	商標審査フロー	45
5.2.1.	方式審査段階	45
5.2.2.	分類/指定商品役務審査段階	46
5.2.3.	実体審査段階	46
5.2.4.	不服申立て	47
5.2.5.	登録段階	48
5.2.6.	更新手続	48
5.3.	拒絶理由通知に対する応答期限の延長	49
5.4.	早期審査制度の有無	50
5.5.	記録	50
5.5.1.	譲渡	50
5.5.2.	住所・名称の変更	51
5.5.3.	ライセンス契約	52
6.	方式要件	54
6.1.	商標出願の要件	54
6.1.1.	直接出願	54
6.1.2.	マドプロ出願	56
6.2.	オンラインシステムによる手続が必要とされる各種手続(出願・中間・登録後)	56
7.	指定商品・役務の審査	58

7.1.	採択可能な商品・役務について.....	58
7.2.	指定商品・役務の審査指針.....	59
7.3.	直接出願とマドプロ出願との相違点.....	60
8.	絶対的拒絶理由(識別性)の審査.....	61
8.1.	商標法における識別性の定義.....	61
8.2.	商標の識別性審査指針	61
8.3.	登録例または拒絶例	61
8.4.	使用による識別性の立証.....	63
8.5.	権利不要求制度	64
9.	相対的拒絶理由の審査.....	65
9.1.	商標類似性審査手続	65
9.2.	登録例または拒絶例	66
9.3.	周知商標の保護	67
9.4.	悪意の商標出願	71
9.5.	コンセント制度	71
9.6.	直接出願とマドプロ出願との相違点.....	72
10.	異議申立て、無効取消、不使用取消制度について	73
10.1.	商標出願に対する異議申立て.....	73
10.2.	登録商標の無効取消請求.....	75
10.3.	登録商標の登録取消(不使用取消).....	77
11.	登録後の注意事項.....	78
11.1.	登録後の対応	78
11.2.	登録された形態に準拠しない使用ー登録取消のリスク	78
11.3.	住所または商標権者の変更の記録.....	79
11.4.	ライセンスの登録	79
11.5.	インドネシアにおける「®」および「TM」記号の使用	80
11.6.	商標の更新 (商標法 35 条 2 項、3 項および 4 項).....	80
12.	エンフォースメント.....	81

12.1.	商標権のエンフォースメントの概要	81
12.2.	民事上および刑事上の商標権侵害訴訟の実務	85
12.3.	エンフォースメント事例	87
13.	知財庁が提供するオンラインツールの概要	111
13.1.	商標局オンラインデータベース	111
13.2.	知財総局電子出願システム	115
14.	料金	120

第1章

はじめに

1. 背景、目的

インドネシアは、ASEAN 諸国の中で最も人口が多く、また、ASEAN の国内総生産(GDP)の約 30%を占める国であり、日本企業にとってとりわけ潜在性の高い市場であると考えられる。

商標権は、日本企業がインドネシアに事業展開する際に最初に出願を検討すべき知的財産権である。日本に比べて一般的に知的財産権の登録および権利行使が少ないインドネシアにおいても、商標は多数登録されており、実際に権利行使されることも珍しくない。インドネシア市場で商品を販売するにもかかわらず当該商品に係るブランド名等を商標登録していなかった場合、他社に当該ブランド名等を商標登録され権利行使されてしまうリスクは現実に存在する。そのため、インドネシアの商標制度を理解し、事業上必要な商標については適切に商標出願を行うことが重要である。

この点、インドネシアの商標制度は、先願主義を採用しており(先使用による商標権の主張は認められていない。)、可能な限り早期に出願を行うことが重要である。しかしながら、インドネシアでは商標審査基準が公表されていないなど、商標制度および運用の実態把握が困難な面がある。

本報告書は、そのようなインドネシアにおける商標制度および運用に係る実態を把握するために作成されたものであり、同国の現行商標法、下位規則、ならびに知的財産総局(Directorate General of Intellectual Property、以下「知財総局」という。)、知的財産コンサルタントおよび知財系法事務所などの知的財産分野における実務家をはじめとする様々な関係者から得られた情報に基づいて作成されている。本報告書が、読者の皆様、特に日本企業の皆様にとって、理論的および実務的側面の両面から、インドネシアの商標制度をより深く理解するための一助となれば幸いである。

2. 調査概要

調査目的

インドネシアにおける商標制度および運用の実態に関する基礎的情報を得ることを目的とする。

調査対象

下記に記載の商標関連法令に加え、知財総局主催セミナー、知財総局関係者や問い合わせ窓口担当者からの情報など、知財総局の刊行物および関係者から得られた情報を基に調査を行った。

また、知的財産コンサルタントや知財系法律事務所など、知的財産分野における実務家からの情報収集も行った。

商標関連法令

法律

- 商標及び地理的表示に関する 2016 年法律 20 号(以下「商標法」という。)
- 雇用創出に関する 2020 年法律 11 号(通称オムニバス法。2020 年 11 月 2 日に施行された特許法および商標法を含む複数の法律を改正する法律。以下「オムニバス法」という。)
- 商標に関する 2001 年法律 15 号(2016 年 11 月 25 日の商標法の施行日より前に出願され、登録されていない係属中の商標出願に適用される。以下「旧商標法」という。)

規則

- 商標審判委員会における審判請求の申立、審査及び解決手続に関する 2019 年政令 90 号(以下「商標審判委員会に関する政令」という。)

- 商標審判委員会に関する 1995 年政令 32 号
- 法務人権省に適用される税外国家歳入の種類及び料金に関する 2019 年政令 29 号
- 税外国家歳入に関する 2016 年政令 45 号
- 地理的表示に関する 2007 年政令 51 号
- 知的財産権侵害から生じる輸出入品の管理に関する 2017 年政令 20 号
- 標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書に基づく商標の国際登録に関する 2018 年政令 22 号(以下「マドリッド協定議定書に関する政令」という。)
- 知的財産ライセンス契約の記録に関する 2018 年政令 36 号(以下「2018 年政令 36 号」という。)
- 知的財産ライセンス契約の記録に関する規則及び手続に関する 2016 年法務人権省規則 8 号(以下「知的財産ライセンスに関する省規則」という。)
- 商標登録に関する 2016 年法務人権省規則 67 号、および商標登録に関する 2016 年法務人権省規則 67 号の改正に関する 2021 年法務人権省規則 12 号(以下総称して「商標登録に関する省規則」という。)

条約・多国間協定

- 世界貿易機関(WTO)設立協定
- 工業所有権の保護に関するパリ条約
- 商標法条約
- 世界貿易機関(WTO)設立協定－知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS 協定)
- 標章の国際登録に関するマドリッド協定
- 標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書(マドリッド協定に加盟することができなかった政府間機関や国の国内法との整合性を図り、より柔軟な商標の国際登録制度を確立することを目的として採択された議定書。以下「マドリッド協定議定書」という。)

情報収集対象

- 知財総局発行知的財産モジュール(ガイドブック)

- 知財総局刊行物
- 知財総局主催セミナー
- 知財総局問い合わせ窓口(HaloDJKI)
- 知財総局担当官：
 - 商標実体審査官
 - 商標方式審査官
 - 商標管理部門(Trademark Administrative Section)
- 知財総局内部技術指示書
- 知財総局ウェブサイト：
 - <https://www.dgip.go.id;>
 - <https://loketvirtual.dgip.go.id>
 - <https://pdki-indonesia.dgip.go.id>
 - <http://ppid.dgip.go.id/>
 - <https://www.dgip.go.id/unduhan/modul-ki?kategori=merek>
 - <https://www.dgip.go.id/unduhan/modul-ki?kategori=paten>
 - <https://www.dgip.go.id/unduhan/modul-ki?kategori=desain-industri>
 - <https://www.dgip.go.id/unduhan/modul-ki?kategori=hak-cipta>
 - <https://www.dgip.go.id/unduhan/modul-ki?kategori=indikasi-geografis>
 - <https://www.dgip.go.id/unduhan/modul-ki?kategori=kekayaan-intelektual-komunal>
- 知財総局広報：
 - <https://www.dgip.go.id/artikel/detail-artikel/evaluasi-dan-rencana-kerja-direktorat-merek-dan-indikasi-geografis-djki-di-ta-2021?kategori=agenda-ki>
- 裁判所ウェブサイト：
 - <http://sipp.pn-jakartapusat.go.id>
 - <https://putusan3.mahkamahagung.go.id/>
 - <https://kepaniteraan.mahkamahagung.go.id/perkara/index.html>

収集方法

- 個別インタビュー

➤ デスクリサーチ

調査時期

2021年8月23日～2021年10月14日

第2章 インドネシアにおける商標制度

1. 出願統計

1.1. 2017年から2021年8月までの年別商標出願件数

2017年から2020年(執筆時点で入手可能な期間)までにおける商標出願の内訳は、下表のとおりとなっている。

- 国内出願
- 外国出願(直接出願)
- マドプロ出願
 - インドネシアを指定国とする海外からの出願
 - インドネシアを本国官庁とする海外への出願



出所："Isu-Isu Terkini Pemeriksaan Substantif Merek"に関する知的財産コンサルタント協会(Intellectual Property Consultant Association)主催フォーラムのグループディスカッションにおける商標局主任審査官 Agung Indriyanto 氏提供資料

1.2. 2017 年から 2021 年 8 月までの非伝統的商標の出願件数

2017 年から 2021 年 8 月までにおける以下の非伝統的商標の出願件数に関する統計データについては、残念ながら公表されていない。

- ① 音声商標
- ② ホログラム商標
- ③ 立体商標

1.3. パンデミック期間中の出願件数

知財総局の 2020 年度年次報告書によると、コーヒー、茶、砂糖、小麦粉、米などの穀物および粉末製品に関する商標出願については新型コロナウイルスの影響は見られず、これらの商品に関する出願件数は、依然として他の商品および役務の出願件数を上回っている¹。

注目すべきは、以下の商品に関する商標出願の増加である。

- 衛生用品、石けん、香水、精油、化粧品
- 医薬品類
- 医療機器類
- 食肉、魚、農畜産物

特に、手指消毒剤、洗濯および手洗い用石けん、消毒剤、栄養補助食品、ビタミン剤などの衛生用品や医薬品類および医療機器類に関する商標出願の増加は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の必要性が理由だと考えられる。

¹ 知財総局 2020 年度年次報告書 55 頁：<https://www.dgip.go.id/unduhan/download/laporan-tahunan-djki-2020-26-2020>

食肉、魚、農畜産物の商標出願の増加については、市場営業時間の短縮や市場の一部閉鎖により、事業者が顧客の需要に応じて、オンラインによる生鮮肉および冷凍肉の小売販売ビジネスを始めたことによる影響と考えられる。

他方、以下の商品および役務の出願件数については減少が見られた。

- 飲料および食品関連サービス
- 教育関連商品またはサービス

これは、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、レストランやショッピングモールの営業、学校・大学における授業に制限が設けられたことによるものと考えられる。

2. 商標法等の改正動向

2.1. 商標法

現行の商標法は、2016年10月27日にインドネシア国民議会で可決された。旧商標法からの主な改正点は、以下のとおりである。

a. マドリッド協定議定書

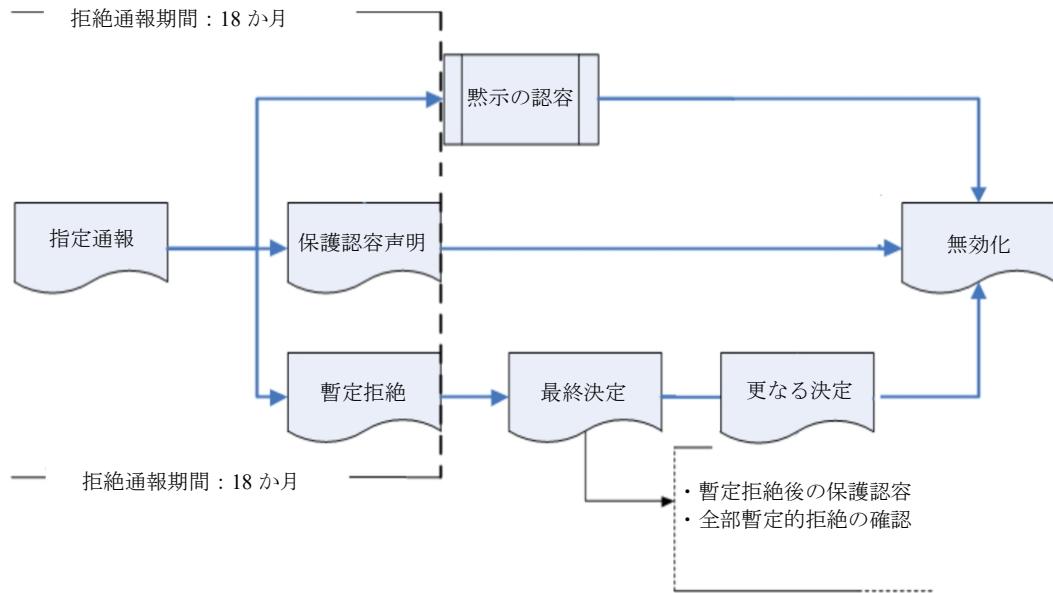
インドネシアでは、2018年1月2日にマドリッド協定議定書が発効し、同国はマドリッド同盟の100番目の加盟国となっている。同議定書への加盟については、ASEANの全ての構成国が同議定書への加盟を目指していたことが背景にある。

マドリッド協定議定書の発効に先立ち、その実施に向けて、2016年10月27日に国民議会の承認を受け現行商標法が成立した。商標法では、以下の2とおりの国際商標登録出願が認められている。

- インドネシアの知財総局を本国官庁として国際事務局に対して行う出願
- 国際事務局がインドネシアを受理官庁として行う出願

インドネシアを本国官庁として国際商標登録出願（以下「マドプロ出願」という。）を行う場合、出願人は、インドネシアにおいて既に商標の登録出願を行っているか、または商標登録を受けている必要がある。マドリッド協定議定書に基づく国際商標登録に関する細則については、マドリッド協定議定書に関する政令(2018年政令22号)に規定されている。

インドネシアを指定して行われるマドプロ出願の審査期間は、以下のフローチャートのとおりである。



出所：WIPO

上記のフローチャートのとおり、インドネシアを指定してマドプロ出願を行った場合の拒絶通報期間または国際登録までの期間は、18か月である。ただし、第三者から異議申立てがあった場合、商標・地理的表示局(Directorate of Trademark and Geographical Indication、以下「商標局」という。)は、18か月の期間の経過後であっても、異議申立てに基づく拒絶理由を国際事務局に通知することができる。実務上、マドプロ出願は、国内出願と比較して、所定の期限どおりに手続が進められる場合が多い。

インドネシアを指定してマドプロ出願を行う場合のメリットおよびデメリットは、以下のとおりである。

デメリット	メリット
<u>商品・役務の表示に関する問題</u> 当該国の運用を遵守していない商品・役務の表示は、拒絶の対象となる可能性がある。	<u>権利の一括管理</u> 商標権の更新、登録の移転、名義人または住所の変更申請手続等を、1通の書類でかつ全ての指定国に対して一括で行うことができる。

<p>また、商標局が作成した商品・役務に関するインドネシア語翻訳は、不正確であることが多い。</p>	
<p><u>基礎登録または基礎出願への従属性</u></p> <p>国際登録による保護は、国際登録日から 5 年が経過するまでは、本国官庁における基礎登録または出願に従属する。したがって、基礎登録または出願が、国際登録日から 5 年間の間に拒絶、無効、取消し、取下げなどにより効力を失った場合、国際登録の保護も消滅する。国際登録が基礎登録または出願から独立するのは、この 5 年の従属期間が経過した後である。</p>	
<p><u>出願人への商標登録証の不送付</u></p> <p>現行制度上、商標局が発行する商標登録証は、外国代理人・出願人が選任した知的財産コンサルタントがダウンロードによって取得することになっており、外国代理人・出願人には直接送付されない。</p>	

b. 手続に係る変更

旧商標法では、出願の公告は、当該出願について実体審査が完了してから 10 日以内に(第三者による異議申立てのために)行われ、当該期間中に異議申立てがなさ

れた場合、再度実体審査が行われる可能性があった。また、公告期間は 3 か月間とされていた。

現行の商標法では、出願の公告は、方式審査が完了してから 15 営業日以内に商標局により商標公報上で公開される。公告期間は 2 か月であり、第三者からの異議申立ては当該期間中に行われる。その後、出願は実体審査に進み、第三者からの異議申立て・出願人からの答弁がある場合には、これらは実体審査において判断材料とされる。答弁書は、異議申立書が送達された日から遅くとも 2 か月以内に提出する必要がある。

実体審査は商標局の審査官により行われる。商標法に基づき、実体審査は、異議申立てがない場合には公告期間の終了日から 30 営業日以内に、異議申立てがあった場合には答弁書提出期限日後遅くとも 30 営業日以内に開始され、150 営業日以内に終了する。

実体審査が終了し商標局の審査官により出願が認容されると、登録番号が付与され、商標登録証が発行される。

ただし、近時の商標局における電子出願システムの運用に伴う諸問題により、実務的には手続が遅延する可能性がある。

なお、上記の実体審査期間(商標法 23 条)については、オムニバス法により近時再び改正が行われている。また、同法の実施細則(商標登録に関する 2016 年法務人権省規則 67 号の改正に関する 2021 年法務人権省規則 12 号)も制定されており、この点については、後記 2.2.雇用創出に関する 2020 年法律 11 号(オムニバス法)で詳述する。

c. 非伝統的商標

商標法では、これまで登録が認められていなかった非伝統的商標である立体商標、音声商標、ホログラム商標が保護対象に含まれることとなった。

商標法上、商標とは、「商品役務取引において、個人または法人によって生産された商品・役務を区別するため、図形、ロゴ、名称、単語、文字、数字、色の組合せ、平面や立体の形状、音声、ホログラム、またはこれらの要素の二つ以上の組合せを含むもので、視覚的に表示可能な標章」と、上記のような非伝統的商標を含む形で定義されている。

d. 普通名称化した商標

現行の商標法では、記述的または普通名称化した商標の登録は禁止されている。また、商標法では、普通名称化した商標の登録出願に関する規定が新設され、次のように規定されている(22条)。

- 商標が登録され、後に普通名称となった場合、何人も、当該普通名称に識別可能な要素を加えて登録出願をすることができる。

普通名称化した商標の例として、Thermos L.L.C.が保有する商標「THERMOS」が挙げられる。「THERMOS」が使用される真空ボトルは、インドネシアでは一般に「termos」と呼ばれ、「termos」という名称は、商標局により、ニース分類の第 21 類に分類される商品として認められている。

impil per 10 ▾ data

<input type="checkbox"/>	Kelas	Uraian Barang/Jasa	Uraian Barang/Jasa
<input type="checkbox"/>	21	termos pinggul	hip flasks
<input type="checkbox"/>	21	termos dari logam mulia	flasks of precious metal
<input type="checkbox"/>	21	termos terisolasi termal	thermal insulated flasks
<input type="checkbox"/>	21	termos nasi	-
<input type="checkbox"/>	21	Termos es	-
<input type="checkbox"/>	21	Termos air	-
<input type="checkbox"/>	21	Botol termos untuk air dingin	Thermos bottles for cold water
<input type="checkbox"/>	21	termos *	flasks*
<input type="checkbox"/>	21	termos, bukan dari logam mulia	flasks, not of precious metal
<input type="checkbox"/>	21	termos minum	drinking flasks

2.2. 雇用創出に関する 2020 年法律 11 号(オムニバス法)

2020 年 11 月 2 日に施行されたオムニバス法では、商標法や特許法などの複数の法律が改正されている。

商標法については、オムニバス法 108 条により、以下の条文が改正された。

- 商標法 20 条：絶対的拒絶理由の追加
- 商標法 23 条：実体審査期間の短縮
- 商標法 25 条：未受領の商標登録証に関する規定の削除

これらの改正に対応するための実施細則は、商標登録に関する省規則(商標登録に関する 2016 年法務人権省規則 67 号、および商標登録に関する 2016 年法務人権省規則 67 号の改正に関する 2021 年法務人権省規則 12 号)に規定されている。

上記の各改正の概要は、以下のとおりである。

a. 絶対的拒絶理由の追加

オムニバス法 108 条により、商標出願に対する絶対的拒絶理由が新たに追加された。本条により現行商標法 20 条が改正され、商標法 20 条 g 号が新設されている。

新設された規定では、「標章が機能的な形状を含む場合、商標登録を受けることができない」旨が定められている²。実施細則(商標登録に関する 2016 年法務人権省規則 67 号の改正に関する 2021 年法務人権省規則 12 号)では、本改正点に関する説明はなされていないが、本規定は、機能的な立体商標を保護対象から除外することや、特許権(技術的機能の保護)や意匠権(美的意匠の保護)などの他の知的財産権との重複保護を避けることを目的として起草されたものだと考えられる。

オムニバス法の改正に伴う商標法 20 条の新旧対照は、以下のとおりである。

オムニバス法－108 条	商標法－20 条
1. 20 条の規定を次のように改正する。	
<u>20 条</u>	<u>20 条</u>
次の商標は、登録することができない。	次の商標は、登録することができない。
(a) 国家のイデオロギー、法令、宗教的規範、倫理または公序良俗に反するもの	(a) 国家のイデオロギー、法令、宗教的規範、倫理または公序良俗に反するもの
(b) 登録対象の商品および/または役務と同一、関連するもの、または單なる言及にすぎないもの	(b) 登録対象の商品および/または役務と同一、関連するもの、または單なる言及にすぎないもの

² オムニバス法 108 条

(c) 登録対象の商品および/または役務の出所、品質、形式、サイズ、種類、使用目的について、公衆を誤認させる可能性のある要素を含んでいるもの、または同類の商品および/または役務が保護対象となっている植物品種の名称のもの	(c) 登録対象の商品および/または役務の出所、品質、形式、サイズ、種類、使用目的について、公衆を誤認させる可能性のある要素を含んでいるもの、または同類の商品および/または役務が保護対象となっている植物品種の名称のもの
(d) 生産される商品および/または役務の品質、便益または效能と一致しない情報を含んでいるもの	(d) 生産される商品および/または役務の品質、便益または效能と一致しない情報を含んでいるもの
(e) 識別力を有さないもの	(e) 識別力を有さないもの
(f) 一般名称および/または公有財産の象徴となっているもの	(f) 一般名称および/または公有財産の象徴となっているもの
(g) 機能的な形状を含むもの	

b. 実体審査期間の短縮

オムニバス法により改正される前の商標法では、拒絶理由が通知されない場合、理論上、出願から手続完了まで最長 12 か月、拒絶理由通知または異議申立てがある場合にはさらに 3~6 か月の期間を要することになっていた。オムニバス法により改正される前の商標法に基づく商標出願の各段階に要する期間は、以下のとおりであった。

No.	段階	期間
1.	公告 (商標法 14 条)	出願後約 15 営業日以内に出願公告がなされる。公告期間は、2 か月間である。 公告期間中、商標局により、商標出願に対する方式および分類審査が行われる。

2.	実体審査 (商標法 23 条 5 項)	方式審査が終了し、商品・役務の分類も適切であると判断され、第三者からの異議申立てもなされなかつた場合、公告期間の終了から 30 営業日以内に実体審査が開始される。実体審査は 150 営業日(約 7 か月半)以内に終了する。
3.	登録 (商標法 24 条 1 項 a 号)	実体審査において商標局から拒絶理由通知がなされない場合、出願は登録段階に進む。 商標に対し、約 3~4 か月以内に登録番号が付与される。
4.	商標登録証 の発行 (商標法 24 条 1 項 c 号)	登録番号が付与されてから約 3~4 か月後、商標局が商標登録証を発行する。

オムニバス法 108 条では、商標出願の実体審査期間が改正され、商標出願に要する期間が最長 9 か月に短縮されている。

- 第三者からの異議申立てがない場合の実体審査期間：「公告期間終了後 30 営業日以内に開始～150 営業日以内に終了」→「公告期間終了後に開始～30 営業日以内に終了」へと変更
- 第三者からの異議申立てがある場合の実体審査期間：「答弁書提出期限終了後 30 営業日以内に開始～150 営業日以内に終了」→「答弁書提出期限終了後 30 営業日以内に開始～90 営業日以内に終了」へと変更³

オムニバス法の改正に伴う商標法 23 条の新旧対照は、以下のとおりである。

オムニバス法－108 条	商標法－23 条
2. 23 条の規定を次のように改正する。 <u>23 条</u>	<u>23 条</u>

³ オムニバス法 108 条

	<p>(1) 実体審査とは、商標登録出願に対して審査官が行う審査をいう。</p> <p>(2) 16条および17条にいう異議申立ておよび/または答弁は全て、1項にいう実体審査において考慮対象とされる。</p> <p>(3) 公告期間満了日において異議申立てが提起されていない場合、出願の実体審査が実施される。</p> <p>(4) 3項にいう実体審査は、最長30営業日以内に完了する。</p> <p>(5) 17条にいう答弁書提出期限の満了日から最長30営業日以内に異議申立てが提起された場合、出願の実体審査が実施される。</p> <p>(6) 5項にいう実体審査は、最長90営業日以内に完了する。</p>	
	<p>(1) 実体審査とは、商標登録出願に対して審査官が行う審査をいう。</p> <p>(2) 16条および17条にいう異議申立ておよび/または答弁は全て、1項にいう実体審査において考慮対象とされる。</p> <p>(3) 公告期間満了日から最長30営業日以内に異議申立てが提起されない場合、出願の実体審査が実施される。</p> <p>(4) 17条にいう答弁書提出期限の満了日から最長30営業日以内に異議申立てが提起された場合、出願の実体審査が実施される。</p> <p>(5) 3項および4項にいう実体審査は、最長150営業日以内に完了する。</p> <p>(6) 実体審査実施のための必要に応じて、審査官以外の商標審査専門家を配置することができる。</p>	

<p>(7) 実体審査実施のための必要に応じて、審査官以外の商標審査専門家を配置することができる。</p> <p>(8) 7項にいう審査官以外の商標審査専門家によって行われた実体審査結果は、大臣の承認により、審査官によって行われた実体審査結果と同等とみなすことができる。</p>	<p>(7) 6項にいう審査官以外の商標審査専門家によって行われた実体審査結果は、大臣の承認により、審査官によって行われた実体審査結果と同等とみなすことができる。</p> <p>(8) 6項にいう審査官以外の商標審査専門家に関する細則は、大臣規則により定められる。</p>
---	--

c. 未受領の商標登録証に関する規定の削除

オムニバス法による改正前の商標法25条3項では、次のとおり規定されていた。

"(3). 発行された商標登録証が、その発行日から最長 18 か月以内に商標権者またはその代理人によって受領されなかった場合、当該登録商標は取り下げられたものとみなされ、登録が取り消される。"

本規定は、登録商標の商標登録証が発行日から 18 か月以内に受領されない場合、商標局により当該登録が取り下げられたものとみなされ、登録が取り消される旨を定めたものであるが、オムニバス法 108 条により本規定は削除され、無効となった。

オムニバス法の改正に伴う商標法 25 条の新旧対照は、以下のとおりである。

オムニバス－108 条	商標法－25 条
3. 25 条の規定を次のように改正する。	

25 条

- (1) 商標が登録されると、大臣により商標登録証が発行される。
- (2) 1 項にいう商標登録証には、以下の事項が記載される。
- a. 登録商標権者の氏名および住所
 - b. 代理人による出願の場合は、代理人の氏名および住所
 - c. 出願日
 - d. 優先権を利用した出願の場合は、最初に出願が行われた国名および日付
 - e. 登録商標の表示、商標が色彩要素を使用している場合はその色彩の種類に関する情報、ならびに商標が外国語、英字以外の文字およびまたはインドネシア語では通常使用されない数字を使用している場合は、それらのインドネシア語翻訳、英字、インドネシア語で通常使用される数字および英字での発音に関する情報
 - f. 登録番号および登録年月日

25 条

- (1) 商標が登録されると、大臣により商標登録証が発行される。
- (2) 1 項にいう商標登録証には、以下の事項が記載される。
- a. 登録商標権者の氏名および住所
 - b. 代理人による出願の場合は、代理人の氏名および住所
 - c. 出願日
 - d. 優先権を利用した出願の場合は、最初に出願が行われた国名および日付
 - e. 登録商標の表示、商標が色彩要素を使用している場合はその色彩の種類に関する情報、ならびに商標が外国語、英字以外の文字およびまたはインドネシア語では通常使用されない数字を使用している場合は、それらのインドネシア語翻訳、英字、インドネシア語で通常使用される数字および英字での発音に関する情報
 - f. 登録番号および登録年月日

<p>g. 登録された商品および/または役務の区分および分類</p> <p>h. 登録商標の有効期間</p> <p>[削除]</p>	<p>g. 登録された商品および/または役務の区分および分類</p> <p>h. 登録商標の有効期間</p> <p>(3) 発行された商標登録証が、その発行日から最長 18 か月以内に商標権者またはその代理人によって受領されなかった場合、当該登録商標は取り下げられたものとみなされ、登録が取り消される。</p>
--	---

2.3. 商標の審査基準

a. 標準実施要領－実体審査

商標局は、2016 年の現行の商標法に基づいて、商標出願の実体審査に関する標準実施要領のフローチャートを公表している。要約すると、商標局の内部における実体審査の流れは、以下のとおりである。

- ① 商標の実体審査官の調整役は、公開された出願書類および(もしあれば)異議申立て書類を受理し、適切な審査官にこれを割り当てる。
- ② 担当審査官は、実体審査を行い、出願に関する決定を行う。出願につき登録すべきと考える場合、精査をする主任審査官に当該出願書類を回付する。第三者による異議申立てに基づく場合も含め、出願を拒絶すべきと考える場合、担当審査官は仮の拒絶理由通知書の草案を作成する。
- ③ 主任審査官は、担当審査官から回付された登録出願をさらに審査し、登録すべきと考える場合は、その旨を伝え商標局局長に出願書類を回付する。また、主任審査官は、出願を拒絶する場合、仮の拒絶理由通知書を確認し、これに署名して発行する。

- ④ 商標局局長は、登録出願の実体審査の結果として、登録した出願書類に署名する⁴。

b. 実体審査の指針

商標局の審査官が内部で利用している実体審査の指針が存在するものの、公開されていない。

2021年9月10日、商標局はインドネシア知的財産コンサルタント協会とともに、商標審査における問題点について議論するセミナーを開催した。このセミナーでは、商標局の主任審査官である Agung Indriyanto 氏が、商標の実体審査に関する現在の商標局の指針について、以下の要点を示している。

- オムニバス法に基づく実体審査のスケジュールは、異議申立てのない場合は30営業日、異議申立てのある場合は反論期間の終了日から90営業日。
- 非伝統的商標の審査：
 - 立体標章

一般的な形状の立体標章については、識別可能な二次元の要素(例えば、単語または図形の要素)が形状に含まれているものであれば、登録することができる。以下は、インドネシアの商標局に登録されている識別可能な単語要素を持つ一般的な形状の立体標章の例である。

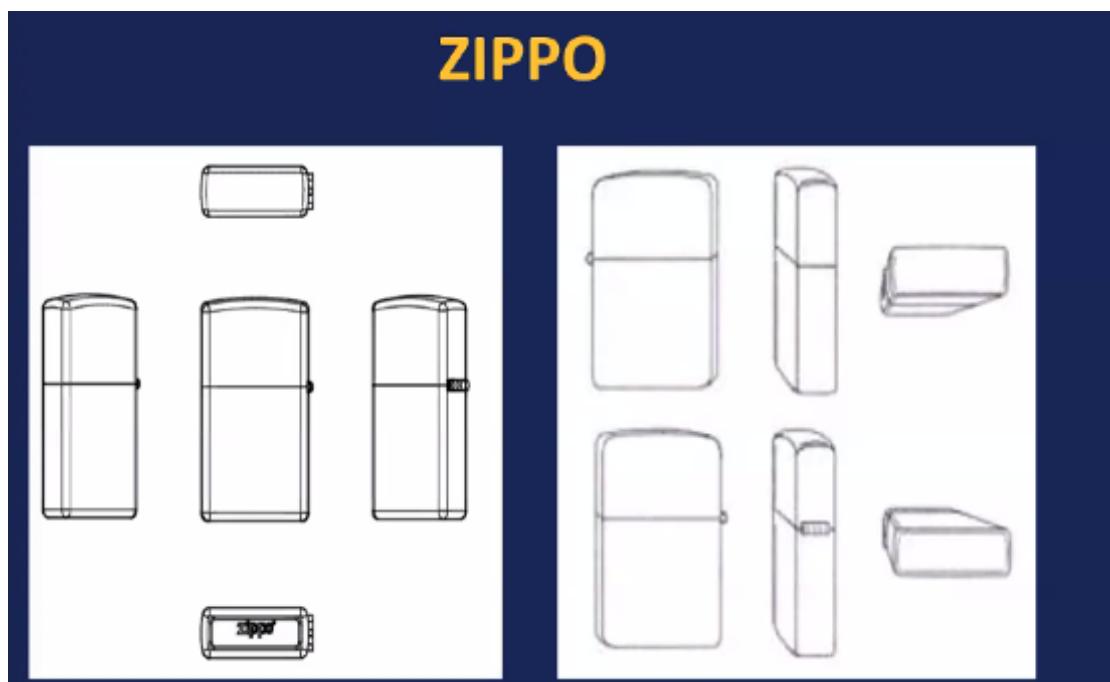
⁴ 2016年の商標法に基づく標準実施要領は、以下のウェブサイトで入手可能である。

<https://ppid.dgip.go.id/Welcome/content/SOP%20Pemeriksaan%20Substantif%20Merek%202016%20FLOWCHART>

- 識別可能な単語要素(MARJAN)を含む一般的な瓶の形状

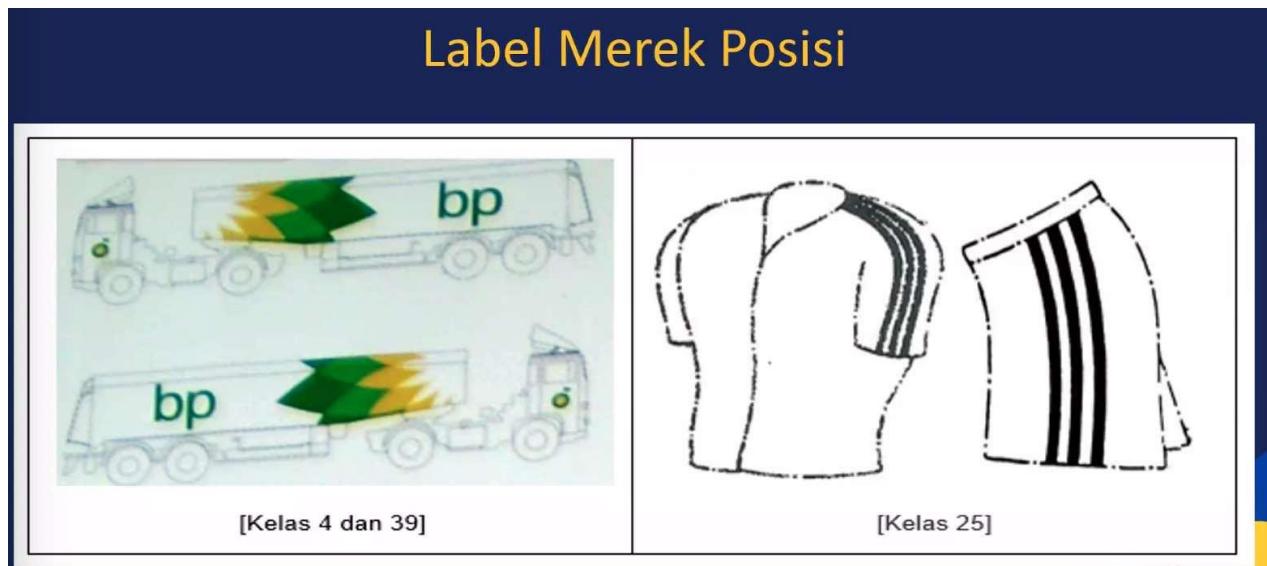


- 識別可能な単語要素(ZIPPO)を含む一般的なライターの形状



標章の表示位置も、立体商標の内容となる。出願人は、出願時に、標章欄の描写で表示位置の説明をしなければならない。立体商標としての

標章の表示位置の例として、以下の Adidas の 3 本線の標章や British Petroleum のロゴがある。



- ホログラム標章

ホログラム標章の出願に当たって、出願人は、標章欄の描写に異なる視点から見た場合の標章の表示を記載しなければならない。以下は、商標局によって認められたホログラム標章の例である。



審査官は、標章全体について実体審査を行う。この場合、「T」のロゴおよび「TORAY」の要素が登録可能かどうかを査定する。

- 音声標章

音声標章については、出願された表示が調和のとれたものでなければならない。標章に音声しか含まれていない場合(歌詞が含まれていない場合)、表示は楽譜のみとなる。標章に歌詞が含まれている場合、その歌詞を標章の表示に含める必要がある。これらの情報は、出願時に標章欄で記載しなければならない。

以下は、商標局により認められた音声標章の例である。

Label Merek Suara



[Kelas 12]

Deskripsi:

Merek suara ini digunakan untuk suara jingle. Motifnya terdiri dari urutan enam not di kunci C# minor. Notnya adalah sebagai berikut: G# A E D# F# C#. Suara terdiri dari dua kelompok berisi tiga nada, keduanya dengan menggunakan pitch. Setiap kelompok diawali dengan dua dari enam belas not, dilanjut oleh not kedelapan untuk kelompok pertama dan setengah not untuk kelompok kedua. Not yang ditekankan dari leitmotif membentuk jarak antara nada yang satu ke nada yang lainnya (interval) mayor keenam: mulai dari E sampai C# - interval yang bright (dimainkan dengan gembira), friendly (ramah ditemui) dan warm (seimbang frekuensinya). Motif tersebut dimainkan pada sebuah piano forte yang suaranya telah dirancang sedemikian rupa sehingga terdengar sedikit tidak sesuai. Motif tersebut ditemani dengan suara tambahan yang lembut di nada F# minor yang memberikan rasa elegan yang sensual. Motif tersebut didahului dengan motif-piano sembari meningkatkan intensitasnya ke bagian akhir dan suara jingle.



[Kelas 35]

Deskripsi:

Merek suara "Jingle Matahari" berdurasi 5 detik. - Dimulai dari nada "sol" dan diakhiri dengan nada "do"



[Kelas 5 dan 10]

Deskripsi:

Merek terdiri dari kata "HISAMITSU" yang dinyanyikan terhadap suara empat nada musical E, A, E dan F tajam. Tiga not perlama merupakan not seperdelapan dan not terakhir merupakan not seperdua yang terikat.

他のものとは異なり、審査官は、音声標章の登録出願に当たり、音声の類似性のみを査定する。

2.4. 電子出願

知財総局の Freddy Harris 氏がこれまでの商標登録制度を改革し、知財総局全体がペーパーレスなシステムに基づく運用を開始している。同氏は、知財総局を世界で最も優れた知財当局のトップ 10 に入れることを目指すとの目標を掲げている。

a. オンライン商標出願制度

2019 年 8 月 17 日以降、知財総局は電子出願のみを受理している。書類の手渡しによる登録出願は、商標局の窓口では受理していない。商標局のオンライン出願システムは、Teman Kita と呼ばれている。

オンライン出願システムでは、認識できる商品および役務の限定があるため、データベースの認識している商品および役務のみを申請することができる。ただし、最近のプラクティスの変化により、商標局は、以下のいずれかに該当する商品・役務に関しては、データベースに追加することを予定している。

- MGS(Madrid Goods and Services Manager)では認められているが、インドネシアの電子出願システムにはまだ含まれていない商品・役務
- インドネシアの伝統的な商品および役務
- 優先権の基礎とする出願に含まれる商品および役務

なお、現行の実務慣行の詳細は後記 3.4.5. 分類/指定商品役務を参照されたい。

b. 商標登録出願の必要書類

オンライン商標出願システムを利用するようになった現在では、商標局は、署名した必要書類をスキャンしたもののみ出願人に提出させている。

もっとも、スキャンの対象となった必要書類の原本についても、将来の手続で必要とされる場合がある。したがって、署名された必要書類の原本を保管することが推奨されている。

c. 電子商標登録証

2019年12月12日以降、商標局は電子商標登録証を発行している。現在では紙での商標登録証は発行されない。電子商標登録証は、商標登録の更新を申請する場合等に商標権保有を示す十分な証拠となる。

もっとも、商標権のエンフォースメントの場面では、裁判所の訴訟手続や警察当局に提出される証拠として、紙での提出が求められる場合がある。そのような場合、実務的には、権限のある者(例えば、公証人)により印刷され、真正な写しとして認証された証明書が利用されている。

3. インドネシアの商標制度を理解する上での前提

3.1. インドネシアにおける商標を規制する法律および施行規則

インドネシアにおける商標を規制する現行の法律および規則は、以下のとおりである。

- 商標及び地理的表示に関する 2016 年法律 20 号(「商標法」)
- 雇用創出に関する 2020 年法律 11 号(「オムニバス法」)
- 商標登録に関する 2016 年法務人権省規則 67 号、および商標登録に関する 2016 年法務人権省規則 67 号の改正に関する 2021 年法務人権省規則 12 号(「商標登録に関する省規則」)
- 知的財産ライセンス契約の記録に関する規則及び手続に関する 2016 年法務人権省規則 8 号(「知的財産ライセンスに関する省規則」)
- 標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書に基づく商標の国際登録に関する 2018 年政令 22 号(「マドリッド協定議定書に関する政令」)
- 知的財産ライセンス契約の記録に関する 2018 年政令 36 号(「2018 年政令 36 号」)

インドネシアが加入している条約・多国間協定

- 世界貿易機関(WTO)設立協定
- 工業所有権の保護に関するパリ条約
- 商標法条約
- 世界貿易機関(WTO)設立協定－知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS 協定)
- 標章の国際登録に関するマドリッド協定
- 標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書(マドリッド協定に加盟することができなかった政府間機関や国の国内法との整合性を図り、より柔軟な商標の国際登録制度を確立することを目的として採択された議定書)

3.2. 法的枠組み－国際標準と比較

インドネシアの商標制度は、完全なデジタル化システムに向けた初期段階である。2019年8月17日以降、商標局を含む知財総局は電子出願(Teman Kita)のみを受理している。手渡しによる商標出願は、商標局の窓口では受理されない。

商標データベースには、実務的にいくつかの問題が残されている。知財総局は現在データベースを更新中であり、これにより、知財庁内部のデータベースとオンライン上のデータベースとが完全に同期していないといった問題も生じているようである。

商標局は現在のオンライン出願システムを改善するための措置を講じていることを認めている。出願を受理するオンライン出願システムには、データベースによって認められている商品・役務についてしか出願できないという限界がある。また、新型コロナウイルスのパンデミックにより商標局スタッフが在宅勤務をする必要があったため、ITインフラがこのような作業環境の変化に対応する準備ができていない間に生じた審査未了の出願もある。

2021年10月時点で、商標局には107,755件の未了の商標出願があった。

対象	未処理の出願データ数	審査完了の目安期間を 超過している出願	審査完了の目安期間 を超過している出願 の割合
商標	107,755	21,894	20.3%
意匠	1,540	290	18.8%
著作権	19,279	18,577	96.4%
特許	27,809	2,955	10.6%

出所：2021年10月14日に行われた特許担当局長であるMrs. Dede Mia Yusanti MLSによる発表(Webinar AIPPI Indonesia Group "Simple Patentability")

商標局内部においては、審査官が使用する審査ガイドライン(written examination guidelines)が存在するが、当該審査ガイドラインは一般には公表されておらず、出願人が商標局の見解

を理解することが難しい事態が発生し得るという問題がある。例えば、商品・役務の原則的な類似性を決定する際の審査ガイドラインが公表されていないため、出願人は、商標局の審査官がしばしば商標出願の登録または拒絶を主観的な裁量により行っていると感じることがあり得る。

3.3. インドネシアにおいて商標を担当する当局

インドネシアにおいて商標の管理を担う主な当局は商標局である。新たな出願、更新、記録およびエンフォースメントなどの行政手続は、商標局が行う。商標局は、法務人権省傘下の知財総局の下にある特別な局であって、以下の 5 つの下位部局が存在し、局長が指揮をとる。

- 出願及び公告部
- 商標審査部
- 登録商標の証明及び監督部
- 法務及び商標審判委員会管理部
- 地理的表示部

知財総局には、審判請求を受理し決定を行う独立機関である商標審判委員会(Trademark Appeal Commission)がある。この組織は商標局から独立しているが、知財総局の傘下にある。

3.4. インドネシアにおける商標制度

商標出願は、インドネシア語で、出願人が自らまたは知的財産コンサルタントを通じて大臣に対して行う(商標法4条1項)。在外者の場合には知的財産コンサルタントを通じて商標出願を行う必要がある(商標法1条13項および14項ならびに5条3項)。

外国語の文書(例えば、優先権証明書、商号や住所の変更を証明する文書)のインドネシア語への翻訳は、インドネシアで認可を受けた宣誓翻訳者が行う必要がある。

なお、2021年1月5日から施行されている2021年の大統領規則2号により、外国の文書に領事認証等の手続を要求する制度は廃止されている。外国のインドネシア大使館または領事館による認証がなされていない文書も、商標局に提出することができる。

3.4.1. 先願主義

インドネシアにおいては、日本同様、その商標を先に使用していたか否かにかかわらず、先に出願した者に登録を認める先願主義が採用されている。

3.4.2. 商標の使用およびその宣言書または陳述書の要件

商標出願時には、出願書類に記載された商品・役務について、その標章を使用していることは要求されない。そのため、出願人は、登録に当たって商標局に対して使用の宣言書または陳述書を提出する必要がない。他方、商標権の更新登録を行う際は、使用宣言書を提出しなければならない。

どのような行為が商標の「使用」に該当するかについて、商標法には具体的な規定がない。もっとも、登録商標の指定商品・役務と異なる商品・役務に対する使用では、登録商標の使用とならない。また、登録商標とわずかに異なる態様の商標を使用していた場合も、登録商標の使用とはならない。商標権者からライセンスを受けた者による使用は、商標権者による使用とみなされる。

なお、登録日または最後の使用日から継続して3年間、登録された商標について真正な使用を行っていない場合、かかる商標は不使用による取消請求の対象となる(商標法74条1項)。

3.4.3. 優先権主張の可否

インドネシアはパリ条約加盟国であるため、パリ条約に基づく優先権主張を伴う出願を行うことができる。

もっとも、商標局は、2021年9月頃に開催されたイベントにおいて、優先権出願に含まれる商品・役務を商標局のオンライン出願システム(Teman Kita)に含めることにより技術的問題が発生する可能性があることを指摘している。後記 3.4.5.分類/指定商品役務に詳述するように、インドネシアにおける優先権を主張する出願の基礎出願に含まれる商品および役務の表示は、オンライン出願システムに含める予定であり、商標局は、以下のいずれかの条件下であれば、インドネシア知財庁に対する直接出願およびマドプロ出願のいずれの出願でも、優先権の主張が可能であるとしている。

- 優先権の基礎とする出願の商品・役務の表示がインドネシアにおける優先権を主張する出願と同一であること
- 優先権の基礎とする出願の商品・役務の表示の範囲がインドネシアにおける優先権を主張する出願より広範であること
- 優先権の基礎とする出願の商品・役務の表示がインドネシアにおける優先権を主張する出願の一部含まれていること

また、インドネシアはマドリッド協定議定書の加盟国であるため、日本における商標出願人はインドネシアを指定するマドプロ出願を行うことができる。

3.4.4. 多区分出願の可否

一つの商標出願にて、二つ以上の分類を出願することは認められている(多区分出願)。

多区分出願を行うことで、出願費用を節約できるが、一つの分類で問題が生じた場合に他の分類に関する審査も遅延するという問題があり、このような遅延が深刻な場合もある。したがって、このような事態を回避するため、単区分出願を行う方が望ましい場合もある。

3.4.5. 分類/指定商品役務

出願を受理する電子システムには、認識できる商品および役務の限定があるため、データベースの認識している商品および役務のみを申請することができる。最近、プラクティスの

変更があり、商標局は、以下のいずれかに該当する商品・役務に限りデータベースに追加することを予定している。

- MGS(Madrid Goods and Services Manager)では認められているが、インドネシアの電子出願システムにはまだ含まれていない商品・役務
- インドネシアの伝統的な商品および役務
- 優先権の基礎とする出願に含まれる商品および役務

なお、指定商品・役務の審査の詳細は後記 7.指定商品・役務の審査を参照されたい。

3.4.6. 権利不要求(disclaimer)制度の有無

商標法において権利不要求制度は規定されていない。ただし、審査官の裁量によって権利不要求が求められる/認められる場合があることに留意されたい。実務上の権利不要求については後記8.5.権利不要求制度を参照されたい。

3.4.7. 団体商標制度の有無

現行法では団体商標の登録が認められている(商標法 46 条 3 項)。

3.4.8. コンセント制度の有無

インドネシアの商標法においては、コンセント制度は規定されていない。

もっとも、実務上、商標局は、2020年6月頃から、出願人と引用商標権者とが同一企業グループ内に属している場合には、当該引用商標権者による同意書を受理している。コンセント制度の詳細は後記9.5.コンセント制度を参照されたい。

3.4.9. 情報提供制度の有無

インドネシアにおいては、情報提供制度は導入されていない。

3.4.10. 商標の保護期間

商標権の存続期間は出願日から10年であり、10年ごとに更新することができる(商標法35条1項および2項)。

3.4.11. 商標権者に認められる権利

インドネシアの商標法は、登録された商標のみに権利を認めている。商標の出願手続がどのような段階にあるのかにかかわらず、登録されていない商標については権利を認めない。

登録によって、商標権者には次の権利および利益が与えられる。

- ① 商標を使用しましたは他人に当該商標を使用する権能を付与(ライセンス)する排他的権利(商標法1条1項)
- ② 登録商標を他国における商標出願の基礎とする権利(商標法1条17項および52条)
- ③ 自己の商標と類似していることを理由として、第三者による商標出願に対して異議申立てを行うこと(商標法21条1項)
- ④ 商事裁判所において法律上のエンフォースメントの手続の当事者となること(商標法66条ないし69条)
- ⑤ 登録商標の商標権者は、理論上、その商標権を侵害する外国商品の違法な輸入を防止するに当たり税關に援助を求めることができる。この点については、後記12.1.商標権のエンフォースメントの概要で詳述する。

4. 商標の保護対象

4.1. 商標の定義・保護対象

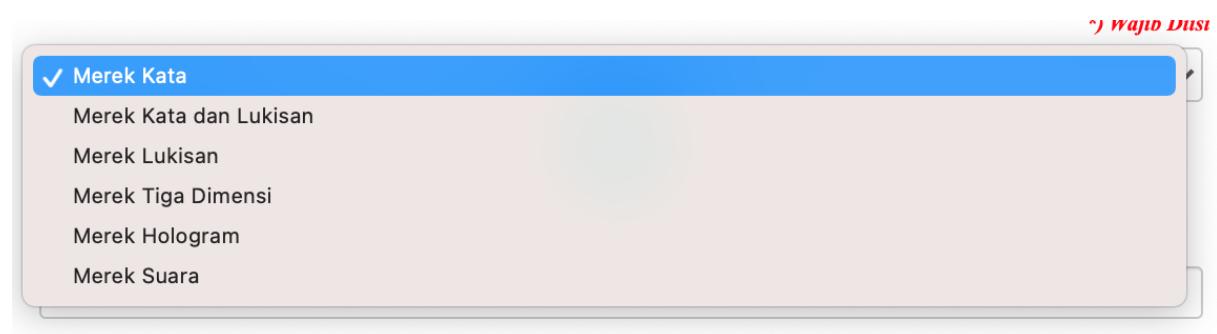
商標法によると、商標とは、「商品役務取引において、個人または法人によって生産された商品・役務を区別するため、図面、ロゴ、名称、単語、文字、数字、色の組合せ、平面や立体の形状、音声、ホログラム、またはこれらの要素の二つ以上の組合せを含むもので、図形的に表示される標章」と定義されている(商標法 1 条 1 項)。

現行の商標法では、伝統的な商標に加え、以下の非伝統的商標も保護対象として認められている。

- 立体商標
- ホログラム商標
- 音声商標

なお、現行法では、団体標章も登録が認められている(商標法 46 条 3 項)。ただし、色彩のみからなる商標の保護制度は導入されていない。

旧商標法では、登録および保護されていた商標の形態は、単語、文字、ロゴ、色彩、図形またはこれらの要素の組合せのみであった。



Merek Kata=文字商標

Merek Kata dan Lukisan=文字および図形商標

Merek Lukisan=図形商標

Merek Tiga Dimensi=立体商標

Merek Hologram=ホログラム商標

Merek Suara=音声商標

上記は、現在の電子出願システムにおける、出願人が出願する標章の種類を選択する際の画面である。

4.2. 非伝統的な商標に関する留意点

現行の商標法が制定された後も、商標局には、非伝統的な標章に関する審査指針が存在せず、現行のシステムは、類似の画像、音声または立体の形状の検索について対応していない。また、商標が非伝統的商標(音声、ホログラムおよび立体の商標)か伝統的商標のいずれであるかについて商標局のデータベース上に情報が掲載されない。

特に、以下の点に留意が必要である。

- 音声—電子出願システムは録音された音声のアップロードに対応していない。
- ホログラム—ホログラム商標の表示に関する要件が不明瞭である。
- 立体—二次元の識別力のある要素を含むとする非公式な要件がある。

【審査】

- 審査官および知的財産コンサルタントは、文字または図形の要素の説明によってしか非伝統的な商標を検索することができない。

【登録証】

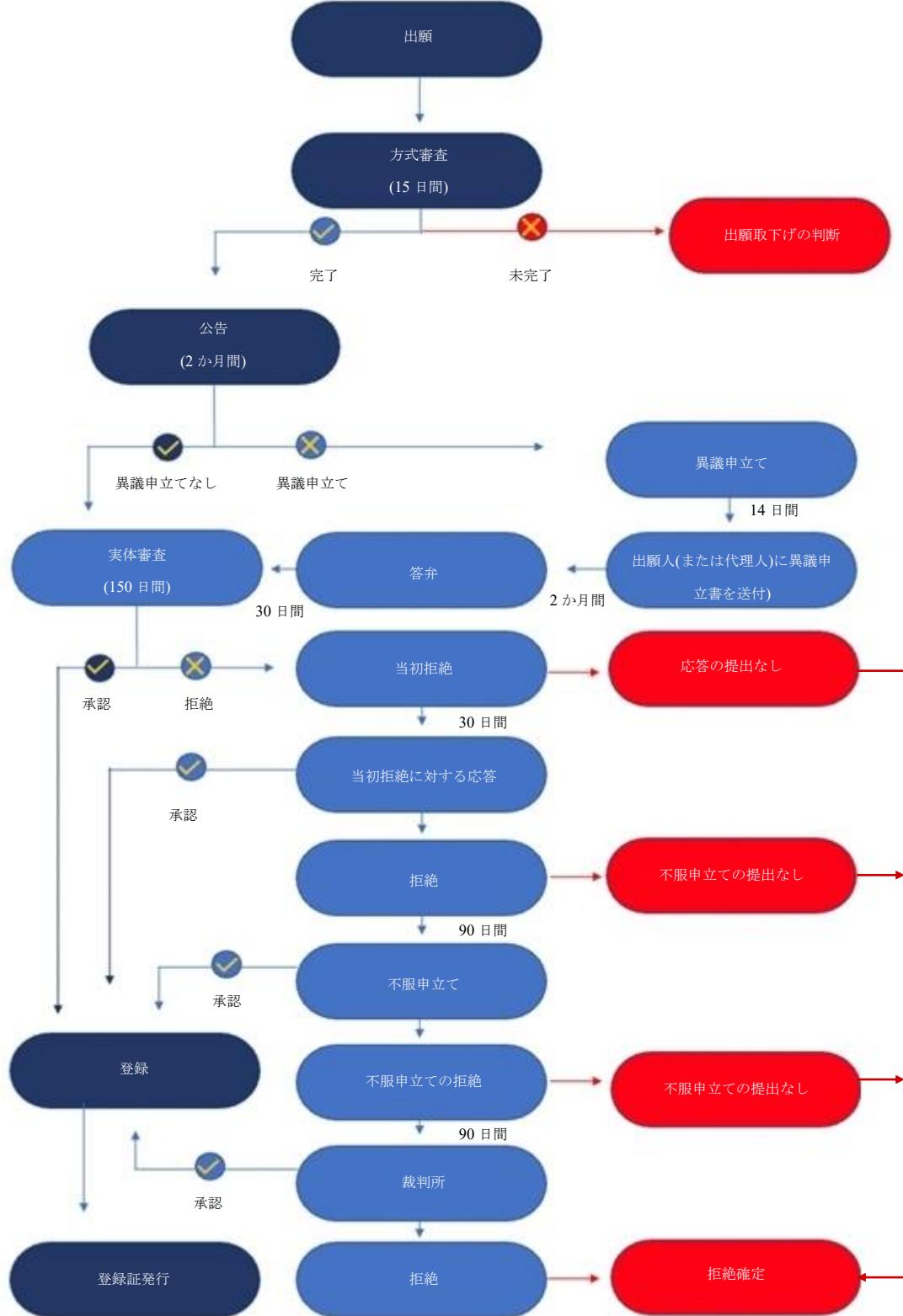
- 商標登録証には登録商標が伝統的な商標であるか非伝統的な商標であるかの情報が記載されない。

このように、インドネシアの現行の商標法および実務は、非伝統的商標の取扱いに関して未だに不備な部分を残している。このような問題から、特にエンフォースメントの過程において登録商標と侵害商標との類似性の評価が困難な場合が発生し得る。

なお、主任審査官による非伝統的な商標の審査に関する最近の指針については、前記 2.3.b. 実体審査の指針を参照されたい。

5. 審査フロー

5.1. 商標出願手続のフローおよび手続期間



オムニバス法が新たに公布され、2020年11月2日に施行された結果、商標法や特許法など一部の法令が改正されたが、当該法によれば、出願の処理には最長9か月が必要であるとされている。しかし、実際には上記期間以上の審査遅延が生じているため、拒絶理由通知および/または異議申立てのない場合、実務的には、オムニバス法が施行される以前の以下の手続期間を想定しておくことが望ましい。

No.	段階	期間
1.	公告 (商標法14条)	出願後約15営業日以内に出願公告がなされる。公告期間は、2か月間である。 公告期間中、商標局により、商標出願に対する方式および分類審査が行われる。
2.	実体審査 (商標法23条5項)	方式審査が終了し、商品・役務の分類も適切であると判断され、第三者からの異議申立てもなされなかった場合、公告期間の終了から30営業日以内に実体審査が開始される。 実体審査は150営業日(約7か月半)以内に終了する。
3.	登録 (商標法24条1項a号)	実体審査において商標局から拒絶理由通知がなされない場合、出願は登録段階に進む。 商標に対し、約3~4か月以内に登録番号が付与される。
4.	商標登録証の発行 (商標法24条1項c号)	登録番号が付与されてから約3~4か月後、商標局が商標登録証を発行する。

5.2. 商標審査フロー

5.2.1. 方式審査段階

方式審査段階において、商標局は、出願が裏付書類を添えて提出されたか否かを審査する。出願書に裏付書類が含まれていない場合、商標局は、必要書類の追完を求める通知を発する。

商標局が認める必要書類の追完期間は、商標局による通知送達日から 2 か月間である(商標法 11 条)。方式審査の詳細は後記 6. 方式要件を参照されたい。

5.2.2. 分類/指定商品役務審査段階

前記 3.4.5. 分類/指定商品役務のとおり、インドネシア知財庁のデータベースに記録されている商品および役務のみ申請することができる。

なお、指定商品・役務の審査の詳細は後記 7. 指定商品・役務の審査を参照されたい。

5.2.3. 実体審査段階

出願は、公告期間の経過後に、実体審査へ進む(商標法 23 条)。

審査部門長(Head of Examination Section)は、出願の審査を審査グループ(ニース分類の担当グループ)のグループ長に委任し、審査グループ長は、出願の審査を各商標審査官に割り当てる。

商標審査官は、審査のうえ、拒絶理由通知を発するか、または登録査定を決定する。

理論的には、オムニバス法により、実体審査は第三者からの異議申立てがない場合 30 営業日以内に行われるが、実際には遅延が生じることを予想しておく必要がある。実体審査の内容等については後記 8. 絶対的拒絶理由(識別性)の審査および 9. 相対的拒絶理由の審査を参照されたい。

なお、異議申立てがなされた場合には、次の事項が審査上考慮される。

- 異議申立ての内容
- 異議申立てに対する答弁書の内容

審査官が当該標章について拒絶理由があると判断した場合、商標局は拒絶理由通知を発する。出願人は、通知送達日から 30 営業日以内に、拒絶理由通知に対する応答を提出することができる(商標法 24 条 3 項)。応答は、オンラインシステムを通じてのみ提出可能である。

マドプロ出願の場合、出願人は、暫定拒絶通報に対する応答に当たり、代理人としてインドネシアの知的財産コンサルタントを選任しなければならない(マドリッド協定議定書に関する政令 15 条 4 項)。

拒絶理由通知/暫定拒絶通報の応答には、スキャンした委任状を提出しなければならない。応答期限までに委任状が提出できない場合、委任状の後日追完提出手続が可能であるが、追完提出は可及的速やかに行うことが望ましい。

5.2.4. 不服申立て

審査において拒絶査定に至った出願について、出願人は商標審判委員会に対して不服申立てを行うことができる(商標法 28 条 1 項)。商標審判委員会に対する不服の申立期限は、商標局の拒絶査定日から 90 営業日である(商標法 29 条 1 項)。

商標審判委員会への不服申立てには、不服申立てを行うための委任状(スキャンデータで足りる)の提出が必要となる(商標審判委員会に関する政令 14 条 4 項)。出願時の委任状を不服申立ての提起に使用することはできない。

出願人はまた、関連する商標審判委員会のヒアリング(審理)への出席を認められることがある(商標審判委員会に関する政令 20 条 3 項)。ヒアリング(審理)に出席することにより、出願人は、商標審判委員会の判事団に対して自らの主張を詳細に説明し、協議する機会を得ることができる。なお、当該ヒアリングは出願人の代理人である知的財産コンサルタントが代理人として出席することができる。

商標審判委員会に対する不服申立てが認められた場合は、出願は登録手続へ移行し、不服申立てが認められなかった場合は、出願人は、商標審判委員会の決定の受領日から 3 か月以

内に商事裁判所に対して提訴することができる(商標法 30 条 3 項)。

5.2.5. 登録段階

審査において登録査定に至った商標については、実務上、登録査定後、約 3~4 か月以内に商標の登録番号が付与される。登録番号の付与後 3~4 か月以内に商標登録証が発行される。

サービス向上のため、商標局は 2019 年 12 月 12 日から電子商標登録証を発行している。電子商標登録証は、商標権を保有する証拠として十分であるとされている。

なお、2019 年 8 月 17 日前に出願された商標登録について電子登録証を取得したい場合、出願人は、知的財産コンサルタントを通じて、商標局に商標登録証の発行を要請する必要がある。2019 年 8 月 17 日以降に提出された商標出願については、出願人または知的財産コンサルタントは、オンライン商標出願のアカウントから電子商標登録証を直接ダウンロードすることができる。

5.2.6. 更新手続

更新の申請は、商標権の存続期間満了日の 6 か月前から行うことができる。保護期間が満了した場合でも、追加費用を納付することにより、商標権の存続期間満了日後 6 か月以内(更新猶予期間)に更新を行うことができるが(商標法 35 条 3 項および 4 項)、不要な費用負担を避けるためには、商標権の失効前に更新申請を行うことが望ましい。また、猶予期間中に第三者から出願がなされた場合の対応の必要性を避けるためにも、存続期間満了までに更新申請を行うべきである。なお、現時点ではこのような場合の取扱いを定めた正式な指針は存在しないため、このような場合の取扱いを予測することは困難である。

更新申請は電子出願システムを通じて行われる必要がある。更新申請では、以下の書類をスキャンしたものを作成しなければならない(商標登録に関する省規則 24 条)。

- 商標登録証
- 委任状(公証や認証は必要なく、署名があればよい。)
- 使用宣言書(公証や認証は必要なく、署名があればよい。)

使用宣言書に署名する前に、当該商標が登録証に記載された全ての商品役務について使用されているか否かを確認する必要がある。なお、商標局は、使用については一切調査を行わず、署名入りの使用宣言書を受理するに留まる。ただし、実際には使用していない商標について使用宣言書を提出した出願人は、虚偽の宣言書に署名したとして第三者から後日異議申立てを受ける可能性がある。

更新申請では、所定の形式要件が全て整っているか否かの方式審査がなされる。上記必要書類を提出しなかった場合は、更新申請は受理されない。

更新時に IDM(Indonesian Mark の略語)登録ナンバリングシステムに未登録の商標には、新たな登録番号が付与される。IDM システムに登録済みの商標の場合は、登録番号は変更されない。なお、インドネシアの登録番号は「IDM」の後に数字が続く記載となっている(例：IDM000123456)。

更新申請が受理されると、商標局は、商標が更新期限後更に 10 年間更新されたことを証する更新登録証を発行する(商標法 35 条 2 項)。

5.3. 拒絶理由通知に対する応答期限の延長

商標法は、商標局による拒絶理由通知に対する応答期間の延長を明示的に認めていない。

しかし実際には、出願人が拒絶理由を克服するための手段を講じていることを商標局に通知し、応答期間の延長を商標局に要求することは可能である。慣例では、一回につき 1 か月の延長を要求することが一般的である。延長が容認されるか否かは商標局の裁量によって決定され、延長が容認されない場合がある一方、3 回までの延長が認められる場合もある。な

お、拒絶理由通知の応答期限の延長や応答には、いずれの場合も応答書提出の権限を証する委任状が必要である。

5.4. 早期審査制度の有無

早期審査制度は存在しない。

オムニバス法が新たに公布され、2020年11月2日に施行された結果、商標の実体審査は30営業日以内に完了するものとされている(オムニバス法108条—商標法23条4項の改正)。ただし、商標局が現在抱えている現行の未処理案件およびIT電子申請システムの問題に鑑みると、実務的には当該期限内に審査が完了する可能性は高くない。

知財総局内では、現行の未処理案件に対応するべく新たに審査官を採用し、審査官を増員することが計画されている。

5.5. 記録

名称もしくは住所の変更、または商標に影響を及ぼす可能性のある譲渡、合併もしくはその他の取引は、可及的速やかに記録するものとされている(商標法41条3項および6項)。

5.5.1. 譲渡

商標譲渡の記録申請を裏付けるための必要書類は、以下のとおりである(商標登録に関する省規則39条1項)。

- 委任状をスキャンしたもの(公証や認証は必要なく、譲受人が署名するだけでよい。)
- 商標の譲渡を証する文書をスキャンしたもの(標準的な譲渡契約書の様式はなし。)

2021年1月5日施行の2021年大統領規則2号により、外国文書の認証要件は廃止されている。よって、必要書類は公証済みの譲渡契約書をスキャンしたもので足りる(外国のイン

ドネシア大使館またはインドネシア領事館による認証は不要。) (2021 年大統領規則 2 号 1 条および 2 条)。

- 譲渡契約書のインドネシア語の宣誓翻訳文(英語からインドネシア語)をスキャンしたもの
- 記録請求の対象である商標登録証・商標出願書をスキャンしたもの

委任状および譲渡を証する文書の原本は、当該文書が将来の手続で必要となる場合に備えて保管しておくことが望ましい。

現行の商標法では、譲渡の対象となる商標が登録済みである必要はなく、出願中の商標も譲渡することができる。譲渡は、譲渡契約書の日付をもって効力を発する(商標法 41 条 1 項)。ただし、係属中の商標出願が現行の商標法より前(2016 年 11 月 20 日の前まで)に提出されている場合には、譲渡を記録するために商標を登録する必要があり、出願中の商標に対する譲渡の記録を申請することはできない。

これらの記録のための出願は電子出願システムを通じて行われる必要があり(商標法 81 条)、電子申請された記録出願は、現在 14 日以内に処理されている。

5.5.2. 住所・名称の変更

商標権者の名称や住所の変更記録の申請を裏付けるためには、以下の文書をスキャンしたものを作成しなければならない(商標登録に関する省規則 31 条)。

- 委任状(公証や認証は必要なく、署名があればよい。)
- 当該国の法令に基づく名称・住所の変更を証する文書
- 名称・住所の変更を証する文書のインドネシア語の宣誓翻訳文(英語からインドネシア語)
- 記録請求の対象である商標登録証・商標出願書をスキャンしたもの

例えば、出願に係る商標権者の名称は同一であるが住所が実際と異なる場合であっても、商標出願は拒絶理由通知の対象となる可能性があるため、住所・名称変更が生じた場合には可及的速やかに商標局に記録の申請を行うことが望ましい。

5.5.3. ライセンス契約

第三者に対して法的効力を持つためには、ライセンス契約は登録がなされなければならぬ(商標法 42 条 5 項)。

ライセンス契約の記録申請を裏付けるためには、以下の文書をスキャンしたものを持たなければならない(2018 年政令 36 号 10 条 4 項)。

- 公証済みのライセンス契約(認証不要)
- ライセンス契約のインドネシア語の宣誓翻訳文
- 商標登録証
- 委任状(公証や認証は必要なく、署名があればよい。)
- 記録宣言書(公証や認証は必要なく、署名があればよい。)

当該ライセンス契約書には、2018 年政令 36 号 7 条 2 項に定める以下の要件が規定されていることが必要である。

- ① ライセンス契約の締結日(年月日)および締結地
- ② ライセンサーおよびライセンシーの名称および住所
- ③ ライセンス契約の対象
- ④ ライセンスの専用実施権または通常実施権の別についての規定(サブライセンスの付与を含む。)
- ⑤ ライセンス契約の有効期間
- ⑥ ライセンス契約の対象地域

上記のほか、以下の規則が適用される。

- ① ライセンス契約は、インドネシア語で作成すること(2018年政令36号5条2項)。
- ② ライセンス契約では、以下を規定してはならないこと(2018年政令36号6条)。
 - (i) インドネシアの経済や国益を害すること
 - (ii) インドネシア国民による技術の移転、管理および開発能力を阻害する制約
 - (iii) 不公正な企業間競争を生じること
 - (iv) 一般的な法律、宗教、道徳および公的秩序と相反すること

以下の場合、ライセンサーは、自らの知的財産をライセンシーに対して許諾することはできない(2018年政令36号4条)。

- ① 知的財産の保護期間が満了している場合
- ② 知的財産の登録が取消しとなった場合

6. 方式要件

6.1. 商標出願の要件

6.1.1. 直接出願

在外者は、出願・中間手続を含め、インドネシア知財庁への手続は知的財産コンサルタント(現地代理人)を通して行わなければならない(商標法 1 条 13 項および 14 項ならびに 5 条 3 項)。

6.1.1.1. 方式段階

電子出願システム用の申請書にて提出すべき情報(商標法 4 条 2 項)

- 出願人の氏名・名称および住所
- 国籍
- 優先権に関する情報(ある場合)
- 商標の色彩に関する情報
- 商品の類型および/または役務の類型ならびに商品の役務種類および/または役務の種類の説明
- 商標で使用されている外国語の意味合い
- 単一分類・複数分類の出願の別(複数の分類に及ぶ商標の場合)
- jpg フォーマットによる商標の表示

出願日は、以下が商標局に提出された後に付与される(商標法 13 条 2 項)。

- 願書(電子出願システム用の申請書)
- 商標見本
- 手数料の支払証明書

直接商標出願には、裏付けとして以下の文書が必要である(商標法 4 条 8 項、5 条 4 項および 10 条)。

- (知的財産コンサルタント(現地代理人)を介して出願する場合、)署名入り委任状をスキャンしたもの(公証や認証は必要なく、出願人の権限を有する代表者が署名するだけでよい。)
- 署名入りの保有宣言書をスキャンしたもの(公証や認証は必要なく、出願人の権限を有する代表者が署名するだけでよい。)
- (優先権を主張する場合には)当該国の知財庁が発行した優先権証明書をスキャンしたもの。優先権証明書は、宣誓翻訳者によってインドネシア語に翻訳されていることが必要である(認証不要。)。なお、優先権証明書は優先権を伴う出願期限日から 3 か月以内に提出する必要がある。

団体商標の出願の場合には願書に次の内容を記載しなければならない(商標法 46 条 3 項)。

- ① 製造および取引される商品・役務の特性、一般的特徴または品質
- ② 団体標章の使用に対する監督
- ③ 団体標章の使用規定の違反に対する制裁

必要文書の署名入り原本は、当該文書が将来の手続で必要となる場合に備えて保管しておくことが望ましい。

方式審査段階において、商標局は、出願が裏付書類を添えて提出されたか否かを審査する。出願書に裏付書類が含まれていない場合など、出願が方式要件を充足していない場合、商標局は、その旨を出願人に通知する。出願人は通知送達日から 2 か月以内に当該通知に応答することができる(商標法 11 条)。

6.1.2. マドプロ出願

6.1.2.1. 暫定拒絶の取扱い要件

暫定拒絶通報に応答する場合には、出願人はインドネシアの知的財産コンサルタントを選任しなければならない(商標法 24 条 3 項ならびに 1 条 13 項および 14 項、マドリッド協定議定書に関する政令 15 条 4 項)。応答は、選任されたインドネシアの知的財産コンサルタントがオンラインシステムを通じてのみ提出することができる。

出願人は、インドネシアの知的財産コンサルタントの委任状をスキャンしたものを作成し、応答書の提出時にこれを添付しなければならない。現行の実務慣行では、応答書の提出期限までに委任状を準備できない場合、商標局のオンライン提出システム(Teman Kita)を通じて、委任状をスキャンしたものを後日補完提出できる。審査官が出願を再審査する前に、委任状の後日追完提出手続を可及的速やかに行うことが望ましい。なお、提出期限は存在しない。

6.2. オンラインシステムによる手続が必要とされる各種手続(出願・中間・登録後)

2019 年 8 月 17 日以降、知財総局は電子出願のみを受理している。手渡しによる商標出願は、商標局の窓口では受理していない。

商標局のオンライン出願システムは、Teman Kita と呼ばれており、以下の手続は電子システムにて手続を行う必要があり、手続の効率化に寄与している。

- 商標登録出願に係る申請書(優先権証明書を含む。)の提出
- マドリッド制度に基づく本国官庁オンライン出願
- 拒絶理由通知等の受領
- Teman Kita を用いてオンライン出願された商標登録証のダウンロード
- 更新
- 異議申立て
- 不服申立て

- 名称および/または住所の変更の記録
- ライセンス契約の記録
- 登録商標の任意登録取消し
- 商品・役務に対する登録商標の一部任意登録取消し
- 認証謄本の請求
- 出願人のデータの訂正
- 優先権証明書の請求
- 裁判所の決定の執行請求
- 係属中の出願の取下げ請求
- 商標局の拒絶理由通知に対する応答
- 商標局または商標審判委員会から通知された方式要件の不備に対する補完提出
- ヒアリング通知書
- 答弁書の提出
- ステータス確認の結果の請求
- 代理人変更の記録

7. 指定商品・役務の審査

7.1. 採択可能な商品・役務について

インドネシアはニース協定の締約国ではないが、知財総局は現在ニース分類第 11 版における分類/商品・役務の表示をオンライン商標出願システムに採用している。

- ① 商品分類、すなわち第 1 類から第 34 類までの 34 種類の商品分類
- ② 役務分類、すなわち第 35 類から第 45 類までの 11 種類の役務分類

ニース分類に基づく商品および役務の分類は、5 年ごとに変更され更新される。分類制度は、以下の 2 つの公式ウェブページで閲覧可能であり、出願人はこれらのページから商品または役務の種類を確認することができる。

- WIPO 分類制度 : <https://webaccess.wipo.int/mgs/>
- 知財総局分類制度 : <https://skm.dgip.go.id/>

分類一覧に記載されていない種類の商品または役務がある場合は、まず知財総局の事務所に電子メールで問い合わせることができる。

申請可能な商品・役務は、データベースが認識するものに限られる。商標局は、新たな商品・役務のうち以下のいずれかに該当するものに限りデータベースに追加することを予定している。

- MGS(Madrid Goods & Services Manager)に登録されているが、インドネシアの電子出願システムにはまだ含まれていない商品・役務
- インドネシアの伝統的な商品・役務
- 優先権の基礎とする出願に含まれる商品・役務

7.2. 指定商品・役務の審査指針

商品・役務の審査の指針は、公表されていない。商標実体審査の問題を議論するインドネシア知的財産コンサルタント協会の2021年9月10日のセミナーにおいて、商標局主任審査官のAgung Indriyanto氏は、商標局では、商品・役務の類似性の判断基準を以下のとおりとする立場をとっていると述べている。

- 商品・役務の性質
- 商品・役務の利用目的および利用方法
- 商品・役務の補完性
- 商品・役務の競合
- 商品・役務の流通経路
- 商品・役務に関係する需要者層
- 商品・役務の原産地、製造者または提供者

Barang/jasa sejenis

- sifat dari barang dan jasa
- Tujuan dan metode penggunaan barang dan jasa
- komplementaritas barang dan jasa
- kompetisi barang dan jasa
- saluran distribusi barang dan jasa
- publik dan konsumen yang relevan
- asal, produsen atau penyedia barang atau jasa.

商標局はさらに、区分が異なる商品・役務間においても類似審査を実施する可能性がある。例えば、従来型のやかん(第21類)と電気式ケトル(第11類)は、ニース分類では区分が異なるが、これらの商品の性質は類似しているとみなされるため、審査官は、これらの商品について、第11類および第21類の異なる区分間で類似審査を行う可能性がある。

なお、商標局は、商品・役務の類似性の分類の最終的な決定段階にあり、商品・役務の類似性の分類は追って公表されることである。

7.3. 直接出願とマドプロ出願との相違点

商標局は、申請可能な商品・役務の類型の判断に当たり、国内出願とマドプロ出願のいずれについてもニース分類第 11 版を採用している。さらに商標局は、商品・役務の類似性の審査に当たり、前記 7.2.指定商品・役務の審査指針で述べた指針も採用している。

国内出願およびマドプロ出願の審査過程は、基本的に同一である。マドプロ出願の場合、審査官は、所定の商標法(本件の場合はインドネシア商標法)に基づいて出願を審査する。ただし期間は、ある程度異なることが考えられる。

8. 絶対的拒絶理由(識別性)の審査

8.1. 商標法における識別性の定義

インドネシア商標法は、20条において識別性について規定しており、識別性がなく、特徴がない商標は登録を認めることができず、商標が、線もしくは終止符などあまりにも単純である場合、または複雑すぎて明確性を欠く場合は、識別性がないとみなされるため、登録を認めることができないと定めている。

8.2. 商標の識別性審査指針

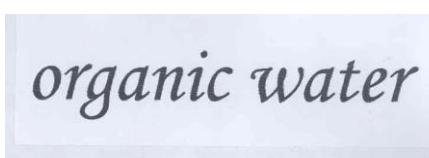
商標局は、審査手続に関する指針を現在更新中である。

8.3. 登録例または拒絶例

これまでに商標法(2016年法律20号)20条b項に基づき、出願商標が記述的であること(すなわち保護を求める商品・役務に関連していること)を理由として拒絶された出願の例を以下に挙げる。

- 以下の商品を対象とする、「INSTANT BOND」(単語) D00 2017 057195 (第1類および第16類)
 - 第1類 : Adhesives for use in industry and construction, adhesives for billposting, adhesives for paperhanging, adhesives for wall tiles, chemicals (industrial)
 - 第16類 : Adhesives for stationery and household use
- 「EPOXY BOND」(単語) D00 2017 057196 (第1類および第16類)
 - 第1類 : Adhesives for use in industry and construction, adhesives for billposting, adhesives for paperhanging, adhesives for wall tiles, chemicals (industrial)
 - 第16類 : Adhesives for stationery and household use

その他に、商標局から絶対的拒絶理由により拒絶された商標出願の例としては、以下のものもある。

番号	出願商標	分類	拒絶理由の概要	根拠条文
1.	BEST MART - J00 2009 017722 	35	本願役務に食料雑貨店事業が含まれているところ、本願商標はその役務の内容を記述的に表しており、識別性がなく特徴がないとして拒絶された。	
2.	INTERNATIONAL STANDARD ACADEMY - J00 2009 015067 	41	本願役務に教育活動が含まれるところ、本願商標は識別性がなく特徴がないとして拒絶された。	旧商標法 5 条
3.	BESTCHEF - J00 2011 003228 	43	本願役務に飲食店事業が含まれるところ、本願商標は識別性がなく特徴がないとして拒絶された。	商標法 20 条
4.	ORGANIC WATER - D00 2008 042011 	32	本願商品にミネラルウォーターが含まれるところ、本願商標は識別性がなく特徴がないとして拒絶され、これに対する応答もなかった。	
5.	A PROPERTY - J00 2008 036159	36	本願役務に不動産の取引と管理が含まれるところ	

			本願商標、識別性がなく特徴がないとして拒絶され、これに対する応答もなかった。	
6.	CYPRUS - D00 2008 016455 	25	海外の国名が許可なく商標となされているため、拒絶された。	
7.	TURKEY - D00 2014 055014 	29	海外の国名が許可なく商標となされているため、拒絶された。	

上記の拒絶事例とは別に、たばこ規制(2012 年政令 109 号)の規定の施行により、特に以下の出願について商標出願が拒絶されている。

➤ 商標「ULTRA LOW TAR」D00 2012 008132 (第 34 類)

たばこの記述語を含む商標は、たばこ規制によって禁止されているため、上記の拒絶事例は、旧商標法 5 条 a 号(すなわち、適用法に違反する商標は登録不可能とする規定)に基づいたものである。

8.4. 使用による識別性の立証

商標法においては、商標の使用による識別力の獲得は規定されていない。もっとも、商標局は、消費者が商標が特定の事業者の識別標識として認識されるように至っている証拠がある場合には、使用による識別力/セカンダリーミーニングの獲得を認める場合がある。

8.5. 権利不要求制度

ある商標に記述的な用語が含まれていても、それに関する独占排他的権利の放棄を商標局から要求することはない。

しかし、商標局での現行の出願制度においても、出願人が出願時にその商標の普通名称または記述的な構成要素について権利不要求をすることは可能である。かかる商標が登録された場合も、商標局から発行される証明書には権利不要求に関する情報は現れない。

商標局で出願制度を担当している主任審査官である Agung Indriyanto 氏によれば、現在の商標局の出願制度においては、権利不要求は、商標の構成要素が普通名称または記述的要素とみなされ十分な識別力を持たない場合に審査官の裁量で要求される場合がある。ブランド名または第三者に帰属する商標に対しては権利不要求を求めるることはできない。

権利不要求には、次の 2 つの種類がある。

- ① 自発的な権利不要求、すなわち出願時に出願人から行うもの。
- ② 審査官の勧告による権利不要求、すなわち拒絶理由通知によって審査官から勧告されて行うもの。

商標局は、権利不要求含め実体審査に関するガイドラインを改訂中であり、知的財産コンサルタントからの意見も求めているとのことである。

9. 相対的拒絶理由の審査

9.1. 商標類似性審査手続

2019 年に知財総局から発行された資料「Modul Kekayaan Intelektual Bidang Merek dan Indikasi Geografis」の 18~33 ページに基づき、商標局審査官は以下を行うよう指示されている。

- 知財総局データベースに登録され、または先行出願された類似の商標を検索し、当該商標が第三者により、または他の手段で登録または所有された事実がないことを確認すること。
- 商標書類を審査し、商標法 20 条および 21 条に基づき出願商標の内容を検討した上で(請求対象の商品・役務の種類を検討することを含む。)、登録・拒絶の決定を下すこと。

以下の商標については、商標法 21 条 1 項に基づき拒絶するものとされている。

- ① 類似の商品・役務を対象として先行登録された第三者の商標または先行出願された第三者の商標と類似しているもの
- ② 類似の商品・役務を対象とする第三者の周知商標と類似しているもの
- ③ 非類似の商品・役務を対象とする第三者の周知商標と、一定の基準に鑑みて類似しているもの
- ④ 登録済みの地理的表示と類似しているもの

以下の商標は、商標法 21 条 2 項に基づき拒絶するものとされている。

- ① 著名人、写真、または第三者に帰属する法人の名称を構成するか、またはそれらに類似するもの(権利保有者の書面同意がある場合はこの限りではない。)
- ② 国家、国内機関または国際機関の名称、略称、旗章、紋章、記号または記章を模倣し、またはそれらと類似するもの(監督官庁の書面同意がある場合はこの限りではない。)

- ③ 国家または政府機関が使用する公的な標識、印章または公印を模倣し、またはそれらと類似するもの(監督官庁の書面同意がある場合はこの限りではない。)

9.2. 登録例または拒絶例

以下は、先行商標との類似性を根拠とする商標出願の拒絶事例である。

先行商標と類似すると判断された例(指定商品役務も類似)

先行商標	出願商標
 第 43 類 指定役務： Restaurants; self-service restaurant; tea shop; fast food restaurants; cafeteria; café; bar services; great place to eat; provide snacks can move around; the café provide food and drink; food catering and drink.	 第 43 類 指定役務： Restaurant ; Café ; Places to eat who serves snacks

➤ 周知商標との類似性(類似商品)

先行商標	出願商標
 第 25 類： 指定商品：	 第 25 類： 指定商品：

<p>clothes and clothing made of leather, namely; dress suit, sewing suit, dress, skirt, trousers, clothes jeans, pants, loose clothes (frock), short coats, sweaters, jackets, underwear items, vests, singlets, cloth garments jersey, pajamas, loose dresses that worn outside nightgowns, corsets, tie elastic socks, clothes in the form of trousers, skirts in women, bra, socks long, socks, stockings, work clothes, coats, coats from animal down, raincoat, long coat, big coat, windproof jacket, anorak, costume bathrobe, sports workwear, ski pants, hats, belts, tie, footwear, namely: shoes, sports shoes, boots, slippers.</p>	<p>Goods specification:</p>
---	-----------------------------

① 周知商標との類否判断の例(非類似の指定商品・役務同士)

先行商標	出願商標
 第 29 類、第 30 類、第 32 類、第 43 類	 第 30 類

9.3. 周知商標の保護

現在、周知商標を記録する仕組みまたは制度は存在しないが、周知商標には通常の商標に与えられる保護を超えた追加の保護が与えられる。この追加の保護には、異なる商品・役務についての類似の周知商標の使用・登録に対する保護が含まれる(商標法 21 条 1 項および同法 83 条 2 項)。

実務上、商標登録に関する 2016 年省規則 67 号 18 条 1 項および 3 項に規定された以下の考慮要素を踏まえて周知だと認められ、周知性を認めるインドネシアの裁判所の決定がある場合には、商標は周知であるとされる。

- ① 当該事業分野における当該商標についての社会的な周知または認識の程度
- ② 商品・役務の販売量およびその商標権者が当該商標の使用から得ている利益
- ③ 当該商標が使用されている商品・役務の市場占有率
- ④ 地理的範囲
- ⑤ 使用期間
- ⑥ 宣伝活動に投資した金額を含む販売促進のための金額
- ⑦ 外国における登録または出願状況
- ⑧ 当該商標に関する法的なエンフォースメントの認められた水準、特に規制当局による周知商標との認定
- ⑨ 当該商標によって保護される商品・役務の評判および品質保証により得られる当該商標固有の価値

さらに、商標登録に関する 2016 年法務人権省規則 67 号 18 条 1 項および 3 項においても、周知商標との類似性に基づく商標登録出願の拒絶について具体的に規定されている。また、類似していない商品・役務についての周知商標との類似性に基づく異議は、前記の周知商標の基準を満たしていることに加え、周知商標の権利者が、次の要件を満たした場合に、商標局の審理を受ける。

- 商標の登録出願に対して周知商標の権利者が異議を申し立てたこと
- 周知商標が登録されていること

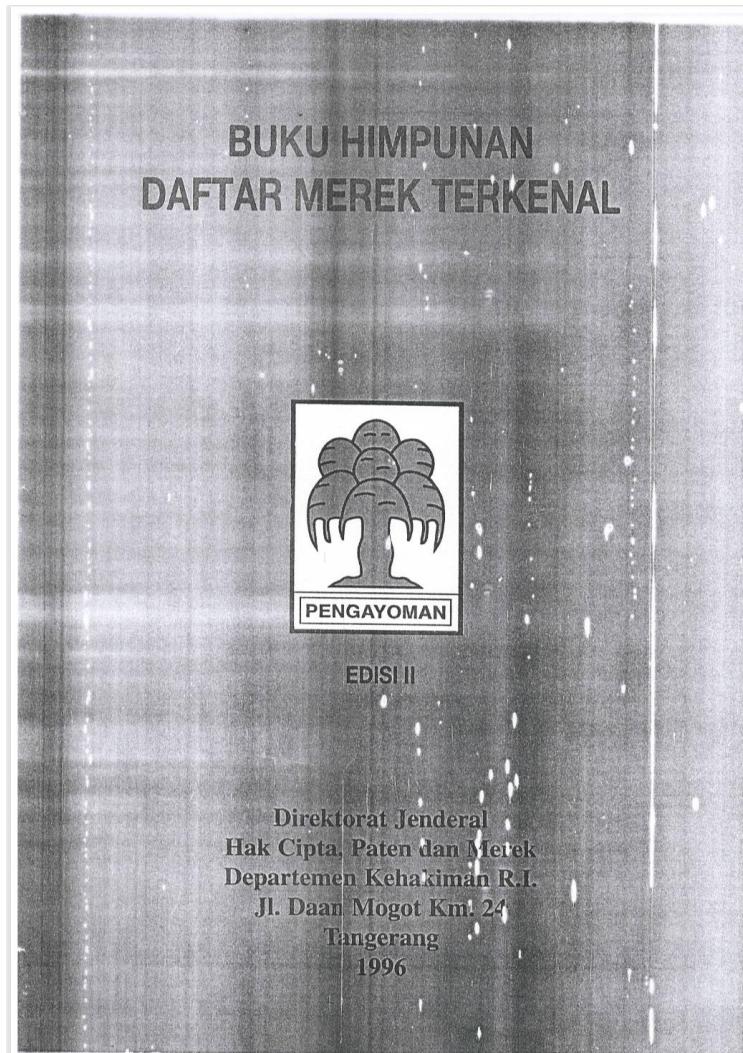
実務上、周知商標の権利者が異議申立てに先立って出願をしている場合、商標局の審査官が、当該未登録の周知商標の存在に基づき、拒絶理由通知を発することもあり得ると思われる。

商標の周知性を裏付け得る証拠は、以下の表のとおりである。

番号	証拠
1.	世界中の商標登録の一覧(各商標の <u>最初の出願日および最初の登録日</u> を含む。)
2.	<p>特定の諸外国の商標登録証/抄本の選択の写し：</p> <p>ASEAN 諸国(近隣諸国)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ ブルネイ ➤ マレーシア ➤ フィリピン ➤ タイ ➤ ベトナム ➤ カンボジア <p>多人口国</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 中華人民共和国 ➤ インド <p>主要国・先進国</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ アメリカ合衆国 ➤ 欧州(CTM 登録) ➤ 日本 ➤ カナダ ➤ ニュージーランド ➤ アイルランド <p>他大陸の代表国</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 南米(ブラジル、アルゼンチンなど) ➤ アフリカ(南アフリカ、ナイジェリアなど)
3.	商標を使用した、初回発売時の公表資料(マーケティング資料)
4.	商標を使用した商品を販売する市場規模
5.	商標を使用した商品の販売に対する利益収入
6.	商標に対する投資金額

7.	商標の来歴
8.	インドネシアおよび他国における第三者商標の(先行)出願日から 3 年以内(2016 年、2017 年、2018 年)の当該商標を使用した広告のサンプル(提出可能な場合)。雑誌、ウェブサイトなど、インドネシアやアジアで一般に公開されたものが望ましい。
9.	商標が周知標章であると判じた裁判所の決定および/または機関の決定(インドネシア裁判所の決定およびその他の管轄機関の決定)
10.	商標に対する裁定

なお、商標局は 1996 年に周知商標のリストを発行しているが、当該リストは発行以降更新されていない。



9.4. 悪意の商標出願

商標法 21 条 3 項は、悪意で出願された商標は拒絶されるべきであると規定している。

悪意と推定される出願人とは、営業上の利益のために第三者の商標を模倣、剽窃し、もしくはこれに追随することにより、不正競争の状態を生じさせ、または消費者を欺き、もしくは誤認させる意思を有することが合理的に疑われる出願人をいう。

例えば、第三者が保有する先行商標または周知商標(外国における商標を含む。)と類似の書面、絵画、ロゴまたは配色による商標出願がその一例である。この場合、出願人は、少なくとも周知商標を故意に模倣する意思があったものと認められることから、悪意があったものとされる。

9.5. コンセント制度

インドネシアの商標法においては、コンセント制度は規定されていない。

商標局は、商標権の抵触について厳格な立場をとっている。商標は、商標権者が一個の企業グループの構成員である場合であっても、互いの商標が引用され登録が拒絶される可能性がある。ある会社が、企業グループ内の他の商標権者の名義で現在登録されている商標と類似する要素を持つ新たな商標を出願した場合、商標局は、このような新たな商標出願に対して拒絶査定を出すことが見込まれる。

もっとも、商標局は、2020 年 6 月頃から、出願人と引用商標権者とが同一企業グループ内に属している場合には、当該引用商標権者による同意書を受理している。ただし、この方針は商標局の審査指針やその他の正規の書面に記載されているものではないことに留意する必要がある。すなわち、最終的に同意書が受理されるかどうかは、審査官の裁量に委ねられている。

出願人と引用商標権者との関係を証明するためには、以下の文書の提出が必要である。

- ② 関係を説明する最新の会社登記簿の抄本
- ③ 同意書(出願人の名義で提出された出願商標が、引用商標権者の同意を得て提出されたことを示すもの。)
- ④ インドネシアおよび他国における出願人の登録・出願書類の写し
- ⑤ インドネシアおよび他国における引用商標権者の登録・出願書類の写し

なお、商標局が、同一企業グループ外の(関連のない)会社からの同意書を受諾するかどうかは不明である。

9.6. 直接出願とマドプロ出願との相違点

マドプロ出願と国内出願との審査手続の相違については、前記 7.3.直接出願とマドプロ出願との相違点を参照されたい。

10. 異議申立て、無効取消、不使用取消制度について

10.1. 商標出願に対する異議申立て

a. 法的根拠

公開された商標出願に対する異議の申立ては、当該出願が直接出願、マドプロ出願のいずれであるかにかかわらず、いかなる当事者も提起することができる(商標法 16 条 1 項)⁵。いずれの場合も、申立ての理由として、出願商標が商標法に基づき登録不可、または拒絶されることを示す証拠に基づいた十分な理由があることが必要である(商標法 16 条 2 項、マドリッド協定議定書に関する政令 11 条 3 項)。商標法に定められた登録不可理由および拒絶理由は、前記 2.2.a. 絶対的拒絶理由の追加および前記 9. 相対的拒絶理由の審査を参照されたい。

b. 手続

商標出願に対する異議申立ては、2 か月間の公告期間中に提出することができる(商標法 16 条 1 項、14 条 2 項、マドリッド協定議定書に関する政令 11 条 1 項、10 条 3 項)。期間の延長は認められていない。異議申立てが提出されない場合、商標出願は、実体審査段階へ移行し審査される。

商標局に対する異議申立書は、電子的手段で提出される。外国の個人/法人は、商標出願に対する異議申立ての提出に当たり、インドネシアで登録された知的財産コンサルタントを任命しなければならない。商標局に異議申立てを直接提出することを認められるのは、国内の個人/法人に限られている。

⁵ なお、マドリッド協定議定書に関する政令によれば、マドプロ出願に対する異議申立ては利害関係者が提起できると定められているが(マドリッド協定議定書に関する政令 11 条 1 項)、調査を担当したインドネシア法弁護士によれば、当該文言にもかかわらず、マドプロ出願に対する異議申立ての場合も商標法 16 条 1 項が適用され、法律上は異議申立人の資格として利害関係は求められないとのことである。ただし、異議申立てが成功する見込みを高めるため、実務上は利害関係を確立することが推奨されることがある。

c. 答弁

異議申立てが提出されると、異議申立てを受けた商標の出願人は、商標局からの異議申立通知書の受領後 2か月以内に答弁書を提出することができる(商標法 17 条)。その後、答弁書の提出の有無を問わず、異議申立てにおいてなされた主張を考慮して実体審査が行われる(商標法 23 条 2 項)。

d. 要件/証拠

方式要件

権限ある代理人の署名入り委任状をスキャンしたものがあればよい(公証や認証は不要である。)。原本は、将来の手続で必要となる場合に備え、ファイルに保管しておくことが必要である。

証拠

異議申立てを裏付ける証拠は、異議申立ての主張根拠に応じて異なる。一般に、典型的な主張根拠とその裏付けに使用される証拠は、以下のとおりである。

- 類似の商品・役務についての先行登録商標との類似性
 - 商標登録証、先行登録商標の所有者であることの証拠
- 類似および/または非類似の商品・役務についての周知商標との類似性
 - 証拠の一覧については、前記 9.3.周知商標の保護を参照
- 悪意の存在
 - 悪意を立証するための、当事者間の関係(取引の経緯)

e. 異議申立ての統計

異議申立ての受理率を示す統計は公表されていない。

実務的には、出願商標に対する異議申立ての根拠が、(i)類似の商品・役務についての先行登録商標との類似性、および(ii)悪意の存在である場合には、商標局が異議申立てを受理する可能性は比較的高くなる。

インドネシアは、先願商標制度を採用している(コモンローに基づく先使用は商標権主張の根拠として認められない。)。商標の類似性の判断に当たり、商標局の審査官は、先行商標および出願商標の各々の主要な要素を検討する。異議申立てを受けた商標の主要な要素と、異議申立人の類似商品についての先行登録商標/出願商標との間に類似性があると明確に認められた場合には、異議申立てが認められる可能性が高くなるものと思われる。

悪意については、商標局は、悪意を証拠の裏付け(両当事者間の関係等)とともに明確に立証するよう求めている。出願人が異議申立人の商標(外国における登録および他の周知商標の証拠を含む。)を認識していたことを示す証拠は、悪意の主張の裏付けともなり得るものであるから、認められる可能性が高くなる。インドネシアには、周知商標の登録簿は存在せず、商標を周知として記録するための仕組みまたは制度は存在しない。実務的には、商標は、周知性を認めるインドネシアの裁判所の決定がある場合は、周知であるとみなされる。

10.2.登録商標の無効取消請求

a. 法的根拠および法制度

登録商標の無効取消請求は、商標法 20 条および 21 条に規定された理由(絶対的拒絶理由および相対的拒絶理由)に基づいて、利害関係人が提起することができる(商標法 76 条 1 項)。利害関係を確立するための最も一般的な方法は、新たな商標登録出願を行うことである。無効取消請求は、登録商標の保有者を相手方として、商事裁判所に提起する(商標法 76 条 3 項)。簡易裁判ではなく正式な裁判である。無効取消請求を提起できる期間は、商標の登録日から 5 年間であるが(商標法 77 条 1 項)、

悪意の場合や公の秩序に反する場合などには、無期限で提起することが可能である(商標法 77 条 2 項)。

無効理由の立証責任は原告が負う。また、公判前の証拠開示手続は存在しない。第一審手続は、終結までに約 6 か月を要する可能性がある。商事裁判所における第一審手続は、以下のとおり進められる。

- ① 訴状および委任状の作成および提出(または訴状への答弁(被告の場合))、ならびに関連する審理への立会い
- ② 被告の答弁に対する原告の反論(または原告の反論に対する被告の再反論)の作成および提出、ならびに関連する審理への立会い
- ③ 証拠審理および報告の作成および立会い
- ④ 最終弁論の作成および提出
- ⑤ 決定の言渡しへの立会い

b. 上訴

第一審判決に対しては、最高裁判所に上訴することができる(商標法 78 条)。最高裁判所での手続には破棄上訴(cassation appeal)と再審理上訴(reconsideration appeal)という二段階のステップがある。いずれの上訴においても、上訴の申立ては最高裁判所に提出する。

破棄上訴は、第一審判決に不服がある場合の法的措置である。破棄上訴では弁論は開かれず、最高裁判所の裁判官が書面上で審査し、決定を下す。手続としては、第一審判決が読み上げられ、または当事者に通知された後、14 日以内に破棄上訴を提訴する必要がある。また、破棄上訴者は、破棄上訴の申立ての日から 14 日以内に、上訴理由書を提出しなければならない。破棄上訴に要する期間は、決定まで 12~18 か月を想定しておく必要がある。

再審理上訴は、破棄上訴の決定に不服を申し立てる手続である。再審理上訴は以下の場合に提出することができる：

- 破棄上訴の決定に法律上の誤りがある場合—破棄上訴の受領日から 180 日以内
- 再審理上訴が新しい証拠の発見に基づいて提起された場合—新しい証拠を発見してから 180 日以内

再審理上訴に要する期間は、決定まで 24~36 か月を想定しておく必要がある。

10.3.登録商標の登録取消(不使用取消)

利害関係人は、商標が登録または最終使用から連続して 3 年間使用されていない場合は、商事裁判所に対して、登録商標の取消を求めることができる(商標法 74 条)。無効取消請求と同様に、不使用取消請求も正式な裁判手続となる。商標の不使用には、商標がその登録様式に従って使用されていない場合が含まれると考えられる。

無効取消請求と同様に、取消理由の立証責任は原告が負い、公判前の証拠開示手続は存在しない。また、無効理由が客観的な事由である無効取消請求の場合とは異なり、不使用取消の場合は被告が使用の証拠を捏造するリスクが存在する。

第一審手続は、終結までに約 6 か月を要する可能性がある。商事裁判所における第一審手続は、前記 10.2.a.法的根拠および法制度のとおりである。

上訴手続についても無効取消請求の場合と同様であるため、前記 10.2.b.上訴を参照されたい。

他の ASEAN 諸国と同様、インドネシアの裁判所における訴訟は必ずしも容易ではない。したがって、合理的に可能な場合には、紛争解決の代替選択肢を検討することが考えられる。考え得る代替選択肢としては、相手方との交渉・合意の上による契約による商標権の譲渡や任意による登録取消などである。

11. 登録後の注意事項

商標登録後、次のような注意事項がある。

11.1. 登録後の対応

- 証明書に従った使用(色彩を含む。)(商標法 74 条 1 項)

前記 10.3.登録商標の登録取消(不使用取消)に記載したとおり、登録日または最後の使用から連続して 3 年間登録された商標の真正な使用(色彩の異なる商標の使用を含む。)が行われなかった場合、登録が取り消される可能性があることに注意する必要がある。

- 住所または商標権者の変更の登録(商標法 40 条および 41 条)

名称もしくは住所の変更、または当該商標に影響を及ぼす可能性のある譲渡、合併もしくはその他の取引は、事由発生後可及的速やかに登録される必要がある。商標の譲渡で登録されていないものは、第三者に対して効力を有しない(商標法 41 条 6 項)。

- 商標の更新(商標法 35 条 2 項、3 項および 4 項)

現行の商標法によれば、商標の存続期間満了の 6 か月前から更新登録を申請することができる。また、商標の満了後 6 か月以内であれば、遅延費用(現在約 346 米ドル)を納付することにより、更新登録の申請を行うことができる。

11.2. 登録された形態に準拠しない使用—登録取消のリスク

現行のインドネシア商標法 74 条は、商標が登録または最後の使用から 3 年間使用されていない場合は、登録商標の取消を認めている。

そして、上記 74 条の意味における「使用」とは、法律には具体的に規定されていないが、登録形態に従った使用を意味すると解釈されている。そのため、カラーの商標の使用は、白黒で登録された商標の使用には該当しないと考えられる。

したがって、使用されているまたは使用される予定である商標の登録を出願することが望ましい。

11.3. 住所または商標権者の変更の記録

類似商標の商標権者は同一主体である必要があり、同一の商標権者は単一の名称および住所で記録されるよう留意する必要がある。

11.4. ライセンスの登録

2018 年政令 36 号に従い、下記の種類の知的財産に関するライセンス契約の登録を行うことが可能になった。

- 著作権および著作隣接権
- 特許
- 商標
- 工業意匠
- 半導体回路配置
- 営業秘密
- 育成者権

もっとも、現行の商標法では、ライセンス契約の登録が義務付けられているわけではない。登録されていない知的財産のライセンス契約は、(契約当事者に対して効力を有するものの)第三者に対して法的効力を有さないこととなる(商標法 42 条 5 項)。

これは、商標権者が登録されていないライセンス契約を締結していた場合に、次の事態が発生し得ることを意味する。

- ライセンシーは、登録されていないライセンス契約の条件に基づいて、第三者に対して、ライセンスされた知的財産権を行使することはできない。(ただし、ライセンシーは、ライセンサーに対しては契約上の権利を主張することができる。)
- ライセンシーによる商標の使用は、当該商標の使用とはみなされず、それゆえ、当該商標は取消の対象となり得る。

11.5. インドネシアにおける「®」および「TM」記号の使用

「®」および「TM」記号は、インドネシアでは頻繁に使用されているが、当該記号の使用について定めた法令は存在しない。したがって、当該記号の悪用について法的権利を行使することはできない。

11.6. 商標の更新 (商標法 35 条 2 項、3 項および 4 項)

更新登録の申請は、商標の存続期間満了の 6 か月前から、または商標の満了後 6 か月以内(更新猶予期間)に、政府手数料を追加で納付することにより行うことができる。

通常、商標の満了前に更新登録の申請を行うことが次の理由により推奨される。

- 手数料追加納付の回避
- 猶予期間中に出願された第三者による登録について対応する必要性の回避(これに関する正式な指針は現在存在しない。)

2 点目に関して、商標局が、同一区分の 2 つの類似商標を登録し、そのうち後から登録された商標が、先に登録された商標の更新猶予期間中に出願された事例が複数存在することに留意されたい。商標満了前に更新することにより、この潜在的な問題は回避される。

12. エンフォースメント

12.1. 商標権のエンフォースメントの概要

a. 民事上および刑事上の商標侵害訴訟

インドネシアで登録された商標を使用した類似の商品および/または役務について、類似する商標またはそれ自体を使用することは、民事上および刑事上の商標権侵害を構成する。もっとも、以下の理由から、商標権侵害が商標権者に知られていない場合には、エンフォースメントは実施されない。

- 商標権侵害の犯罪は親告罪である(商標法 103 条)ため、警察が捜査を開始するには商標権者が告訴する必要がある。
- 商標権侵害の民事請求も商標権者の提訴によって訴訟が開始する(商標法 83 条 1 項)。

民事上および刑事上の商標権侵害訴訟の実務については、後記 12.2. 民事上および刑事上の商標権侵害訴訟の実務を参照されたい。

b. 税関における水際措置

インドネシア税関における水際措置もエンフォースメントの一種である。インドネシアに住所を有する事業体を通じて商標を登録している商標権者は、「CEISA」(customer.beacukai.go.id)と呼ばれる電子出願システムにより税関総局に商標権の登録を行うことができる。税関は、インドネシアの関税地域における侵害の疑いのある輸出入活動に関する評価および監視を行い、被疑侵害品を発見した場合は、登録された商標権者に通知を行う。

また、上記の通知を受けた商標権者としては、商事裁判所に対して直接一時停止請求を提出することによって、インドネシアの関税地域における侵害の疑いのある

輸出入活動に対処することができる。

c. 電子商取引におけるエンフォースメント

電子商取引に関しては、ユーザー生成コンテンツによるプラットフォーム・プロバイダおよびeコマース・マーチャントの制限および責任に関する通信情報技術大臣の通達2016年第5号(以下「セーフハーバーに関する通達」という。)が、オンライン・プラットフォーム・プロバイダに対して適用される規定を定めている。

具体的には、セーフハーバーに関する通達は、以下のコンテンツ(禁止コンテンツ)がプラットフォーム上で提供されることを禁止している。

- 次のようなネガティブなコンテンツ(ポルノ、ギャンブル、暴力、ならびにその他現行法令に違反するコンテンツ)を含む商品および/または役務
 - ギャンブル、宝くじ、または賭博
 - 嫌悪感を与える素材
 - 恐怖を誘発するグラフィック画像
 - 知的財産権を侵害する素材
- 現行法令に基づき取引が許可されていない商品および/または役務

セーフハーバーに関する通達に基づき、オンライン・プラットフォーム・プロバイダは、次の義務を負う。

- アップロードされたコンテンツに関する責任に関する規定を含む規約の提示
- 禁止コンテンツに関する苦情の報告に使用できる報告機能の提供
- プラットフォームを通じて提出された苦情または報告に対する追加対応の実施。すなわち、
 - 報告の妥当性の確認
 - 禁止コンテンツの削除またはブロック
 - マーチャントが禁止コンテンツをアップロードした場合の当該マーチャントへ

の通知

- マーチャントが上記報告に異議を申し立てるための機能の提供
- 報告されたコンテンツが禁止コンテンツではない場合の苦情拒否
- 禁止されているコンテンツをブロックまたは削除するための大枠の期間の検討
(特に、知的財産権を侵害するコンテンツについては、苦情および/または報告を受けた後、遅くとも 14 日以内に中止しなければならない。)
- マーチャントによるプラットフォーム内での活動実績の積極的な評価および/または監視

上記から、商標権侵害を含む知的財産権の侵害と考えられるコンテンツに関する苦情および/または報告は、まず、プラットフォーム・プロバイダにより処理される。プラットフォーム・プロバイダは、かかる報告を確認し、さらなる措置を講じる義務を負う。

実務的には、プラットフォームにおける知的財産権侵害への対応については、次の選択肢がある。

- ウェブサイトから提供された報告機能を通じた報告および/または苦情の提出
- 正式な書簡(警告書等)の送付(報告機能が提供されない場合、および/または特定の住所に宛てる場合)

d. 不正競争防止法

インドネシアには日本における不正競争防止法のような法令は存在しない。そのため、インドネシアにおけるブランド名の盗用等に対処するためには、強力な商標ポートフォリオを登録することが望ましい。具体的には、インドネシアで使用されている商標、今後インドネシアで使用される商標、および第三者によるインドネシアでの使用を防止したい商標は全て登録することが推奨される。

e. 未登録周知商標のエンフォースメント

インドネシアにおいては、未登録周知商標を保護するための制度としては以下のようなものがある。

- 不正競争に関して、刑法 382 条の 2 に以下のような規定がある。

「自己または他者の取引・事業を確立し、維持し、またはその販売を拡大するため、公衆または特定の者を欺く不正行為を行った者は、そのために自己の競争相手または他者の競争相手に何らかの損失を生じさせた場合、不正競争の罪となり、1 年 4 ヶ月以下の懲役または 1 万 3500 ルピア以下の罰金に処する」

しかし、実際には、この規定は不正行為の証明を必要とすることから、エンフォースメントが困難な場合が多く、不正行為の確かな証拠がある場合にのみ有効な手段となり得る。

- 不法行為に関して、商標法 83 条 2 項及び民法 1365 条に以下のような規定がある。

商標法 83 条 2 項

「2) 1) 項にいう訴訟は、判決に基づいた著名商標の所有者によって提起することが出来る。」

民法 1365 条

「不法行為によって他人に損害を与えたときは、その損害を与えた者にその損害を賠償させなければならない。」

未登録商標が周知商標であることを立証可能であれば、当該未登録商標の使用が不法行為を構成するとして、商標法 83 条 2 項及び民法 1365 条に基づく損害賠償請求等を行い得る。これに対し、周知商標ではない未登録商標については、インドネシア商標法が先願主義を採用していることから、使用しても不法行為にはならない。

- 未登録の周知商標を従前使用している者は、他社による商標出願や登録商標に

対して、悪意による周知商標の模倣を理由に、異議申立てや無効取消請求を行い得る。ただし、申立人のインドネシアにおける当該商標に関する利害関係(申立人が当該商標についてインドネシアで保護されるべき利益を有していること)を確立するために、まずインドネシアにおいて当該周知商標の登録出願をすることが推奨される。

12.2. 民事上および刑事上の商標権侵害訴訟の実務

a. 刑事手続

インドネシアにおける登録商標と同一のまたは類似した商標を、登録された商品または役務において故意に使用することは、刑事上の商標権侵害を構成する。商標権侵害に対する刑事罰は、5年以下の懲役および/または20億ルピア以下の罰金である。

刑事上の侵害に対する手続において、警察は通常、被疑侵害者に対する訴訟手続を開始する前に、商標局法務課に侵害に関する意見を要求する。そして、検察は侵害立証の見込みがある場合に、起訴を行う。そのため、商標局の見解を踏まえて紛争の戦略を立てることが望ましい。

商標局法務課は、次の方法により侵害を評価する。

- 第1に、被疑侵害標章が登録商標に類似するか否かの検討
- 第2に、被疑侵害標章が使用されている商品および役務が、登録商標の商品および役務の表示に含まれるか否かの検討

また、商標権者は、通常、当局が摘発を行う前に、自身がインドネシアにおいて商標を使用していることを証明する必要がある。(証明方法等の実務は管轄の警察部門により異なる。)

b. 民事手続

インドネシアで登録された商標と全体的かつ原則的に同一のまたは類似する商標の使用は、民事上の商標権侵害を構成する。民事的な救済措置としては、損害賠償請求および差止請求(商標法 83 条 1 項)、または仮差止命令の申立て(商標法 84 条)が規定されている。

インドネシアでは、民事請求において、商標権侵害の損害賠償額の算定に関する明確なルールは存在しない。過去の事件で用いられてきた方法の 1 つとして、侵害者が得た利益額による算定がある。しかしながら、裁判所は、商標権者の逸失機会による算定またはその他の算定手法について要求があれば、それに応じることもできる。もっとも、インドネシアには訴訟における証拠開示手続がないため、原告は、自らの主張を裏付ける証拠を自ら収集し提出する必要がある。これらの理由から、インドネシアでは、訴訟を提起して民事請求を行うことは必ずしも容易ではない。民事訴訟には多額の費用を要することも考慮すると、エンフォースメントの手段として民事訴訟を提起するか否かは慎重な検討を要する。

c. 証拠

民事請求のエンフォースメントないし民事訴訟を行う場合、関連する商標登録証の謄本を証拠として準備しなければならない。また、商標権侵害請求を裏付ける証拠には、次のものが含まれ得る。

➤ 侵害製品のサンプル

- 市場で入手可能なものは公然または秘密裡に購入することが一般的である。

➤ 売上請求書等の商業活動の証拠

- 商業活動の証拠として典型的なものは侵害製品のサンプルである。また、商標の使用状況調査を行うことも一般的である。

12.3.エンフォースメント事例

注目すべき商標権侵害の判決について、以下に 6 件の概要を示している。なお、電子商取引(e コマース)における商標権侵害に関する判決は見当たらなかった。

事例 1 (SUPER MARIO BROS 商標)事件番号 58/Pdt.Sus-Merek/2020/PN.Niaga.Jkt.Pst

事件番号	58/Pdt.Sus-Merek/2020/PN.Niaga.Jkt. Pst. 650 K/Pdt.Sus-HKI/2021(破棄上訴)
種類	商標取消訴訟
提起日	2020 年 10 月 20 日 2021 年 2 月 16 日(破棄上訴)
原告	Nintendo Co., Ltd. (以下「任天堂」という。)
被告	PT Cardolestari Indonesia および Eddy Tumewu (以下「被告」という。)ならびに知財総局の商標局(以下「共同被告」という。)
判決日	2021 年 2 月 3 日 2021 年 6 月 17 日(破棄上訴)
判決	<u>第 1 審</u> 裁判官の自判： 抗弁において： 1. 被告および共同被告の抗弁を棄却した。 本件の主題について： 1. 原告の請求を全面的に認めた。 2. 原告の Super Mario Bros、キャラクターの Mario および Luigi、ならびにそのバリエーションは、インドネシア共和国において周知商標であることを宣告した。

3. 被告名義の Super Mario Bros の商標(登録番号 IDM000007313、第 25 類。被告 2 が登録を要請。)が、原告の所有する周知商標である Super Mario Bros、キャラクターの Mario および Luigi、ならびにそのバリエーションと類似または実質的に類似していることを宣告した。
4. 被告名義の Super Mario Bros の商標(登録番号 IDM000007313、第 25 類。)は悪意で登録されたと宣言した。
5. 被告名義の Super Mario Bros の商標登録(登録番号 IDM000007313、第 25 類。)をその法的効果とともに取り消すことを宣言した。
6. 法務人権省の知財総局(共同被告)に判決を遵守し従うよう命令した。
7. 共同被告に被告名義の Super Mario Bros の商標登録(登録番号 IDM000007313、第 25 類。)を商標一般登録簿からその全ての法的効力とともに取り消すよう命令した。
8. 中央ジャカルタ地方裁判所商事裁判所登録官に対し、恒久的な法的効力が発生した後、この判決の写しをインドネシア共和国法務人権省知的財産総局に送付するよう命令した。
9. 被告に対し、2,427,000 ルピア(242 万 7 千ルピア)の訴訟費用を支払うよう判決を下した。

破棄上訴

1. 破棄請求人である PT Cardolestari Indonesia および Eddy Tumewu の破棄請求を棄却した。
2. 事件番号 58/Pdt.Sus-Merek/2020/PN.Niaga.Jkt.Pst に関する中央ジャカルタ地方裁判所商事裁判所の判決を修正した。

裁判官の自判：

抗弁において：

1. 被告および共同被告の抗弁を棄却した。

	<p>本件の主題について：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 原告の請求を全面的に認めた。 2. 任天堂の Super Mario Bros は、キャラクターの Mario および Luigi、ならびにそのバリエーションを含めて、インドネシア共和国において周知商標であることを宣告した。 3. 被告の Super Mario Bros の商標(登録番号 IDM000007313、第 25 類)が、原告の Super Mario Bros(キャラクターの Mario および Luigi、ならびにそのバリエーションの商標を含む。)と類似または実質的に類似していることを宣告した。 4. 被告の Super Mario Bros の商標(登録番号 IDM000007313、第 25 類。)は悪意の理由に基づき登録されたと宣告した。 5. 被告の Super Mario Bros の商標登録(登録番号 IDM000007313、第 25 類。)をその法的効果とともに取り消すことを宣言した。 6. 共同被告にこの判決の遵守し、実行するよう命令した。 7. 共同被告に被告の Super Mario Bros の商標(登録番号 IDM000007313、第 25 類。)の登録を商標一般登録簿から取り下げるよう命令した。 8. 中央ジャカルタ地方裁判所商事裁判所登録官に対し、既に拘束的な法的効力が発生している判決の写しを、インドネシア共和国法務人権省知的財産総局の商標局長に送付するよう命令した。 9. 被告に対し、2,427,000 ルピア(242 万 7 千ルピア)の訴訟費用を支払うよう判決を下した。 <p>原審被告である破棄請求人に対して、全審級の裁判所の訴訟費用(上訴段階では 5,000,000 ルピア(500 万ルピア)である。)を支払うよう判決を下した。</p>
概要	第 1 審では、任天堂(原告)が、PT. Cardolestari Indonesia を当該会社の設立者である Eddy Tumewu とともに提訴した(被告)。被告の登録商標である Super Mario Bros(登録番号 IDM000007313、第 25 類。)が、原告の周知商標

(Super Mario Bros、キャラクターの Mario および Luigi、ならびにそのバリエーション)と、下記のように音声学的、視覚的、および概念的に類似または実質的に類似しているからである。

原告の所有する周知商標である
**Super Mario Bros、キャラクターの Mario および Luigi ならびに
そのバリエーション**
**(1986 年、1991 年および 1994 年
より登録)**

被告 1 名義の Super Mario Bros の
商標(登録番号 IDM000007313、
第 25 類。被告 2 が登録を要請。)

SUPER MARIO BROS.



任天堂は、1889 年に創業し、日本で家電やビデオゲームの製造に力を入れている会社で、今日まで広く知られている。被告はインドネシアにおいて 1995 年 4 月 11 日に登録番号 IDM00000731 として自らの Super Mario Bros の商標を初めて登録したにもかかわらず、任天堂もまた、第 25 類の Super Mario Bros、キャラクターの Mario および Luigi ならびにそのバリエーションの商標を、オーストラリア、中国、フィリピン、インド、カナダ、韓国、マレーシア、シンガポール、およびインドネシアで最初に登録した。任天堂の周知商標と類似の出願が悪意でなされたことが証明され、被告の商標の無効は期間無制限に提起できるとされた。

判決を下す際に、第一審裁判官は次のことを考慮した。

- 商標法 77 条 2 項に基づき、悪意で出願された商標または国の思想、法令、道徳等に反する商標の無効の訴えは期間無制限で提起することができる。被告は任天堂の周知商標である Super Mario Bros、キャラクターの Mario および Luigi ならびにそのバリエーションの評判および名声を利用する意思があったことから、被告の商標は悪意をもって提出されたものと決定された。
- (世界各国の登録商標であることの証拠により)Super Mario Bros、キャラクターの Mario および Luigi ならびにそのバリエーションは周知商標である。
- 被告の Super Mario Bros の商標の使用は、第 25 類の類似の商品における任天堂の周知商標と類似している。
- 1995 年 4 月 11 日の悪意での出願以降、被告の Super Mario Bros の商標の使用は、任天堂の第 25 類の周知商標に対する侵害とみなされた。

第一審判決に関連して、破棄訴訟においては当該判断が支持・補強された。更に最高裁判所の裁判官は次のことを述べた。

- 任天堂は、Mario、Luigi およびそのバリエーションを含む Super Mario Bros の標章所有者であり、1986 年以降、当該標章のキャラク

	<p>ターは第 3 類、第 5 類、第 8 類、第 9 類、第 10 類、第 12 類、第 14 類、第 20 類、第 28 類、第 35 類、第 36 類および第 41 類において既に多数の国で登録されている。</p> <ul style="list-style-type: none">- 任天堂は、1986 年以降、自らの商品を保護するためインドネシアで Super Mario Bros の標章を第 9 類および第 28 類において登録番号 IDM000088541、IDM000088542、および IDM000088543 として既に登録している。- 任天堂の Super Mario Bros(Mario、Luigi およびそのバリエーションを含む。)と被告の Super Mario Bros との間には、形状、配置、要素の組み合わせ、その商標のキャラクターとしての Mario および Luigi の絵の使用ならびに音のいずれにおいても、高い類似性がある。- 被告は、任天堂の商標を偽造、模倣または複製する目的で、Super Mario Bros の商標登録を出願し、これにより不正な競争を創出し、消費者を欺き、誤認させた。- 被告の悪意は既に証明され、以後はいつでも商標登録の取消し請求を提起することができる。
--	--

事例 2 (STRONG 商標)事件番号 30/Pdt.Sus-HKI/Merek/2020/PN JKT.Pst

事件番号	30/Pdt.Sus-HKI/Merek/2020/PN JKT.Pst 332 K/PdtSus-HKI/2021(破棄上訴)
種類	民事上の侵害訴訟
提起日	2020 年 5 月 29 日 2020 年 11 月 30 日(破棄上訴)
原告	Hardwood Private Limited (以下「Hardwood」という。)
被告	PT Unilever Indonesia Tbk (以下「Unilever」という。)
判決日	2020 年 11 月 18 日 2021 年 3 月 30 日(破棄上訴)
判決	<p><u>第 1 審</u></p> <p>仮請求において： 原告の仮請求を棄却した。</p> <p>抗弁において： 被告の抗弁を全面的に棄却した。</p> <p>本件の主題について：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 原告の請求を全面的に認めた。 2. 原告の「STRONG」商標(登録番号 IDM000258478、第 3 類)は、インドネシア共和国において周知商標であることを宣告した。 3. 「STRONG」の標章を使用した被告の歯磨き粉が、原告が所有する「STRONG」商標(登録番号 IDM000258478、第 3 類)と同一または実質的に類似していることを宣告した。 4. 被告が、2019 年からこれまでの間、原告が所有する「STRONG」商標(登録番号 IDM000258478、第 3 類)を侵害していると宣告した。 5. 被告に対し、30,000,000,000 ルピア(300 億ルピア)の損害賠償金を原告に支払うよう命令した。

	<p>6. 被告に対し、1,401,000 ルピア(140 万 1 千ルピア)の訴訟費用を支払うよう判決を下した。</p> <p><u>破棄上訴</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本件の破棄請求人である PT Unilever Indonesia Tbk による破棄請求を認めた。 2. 事件番号 30/Pdt.Sus-Merek/2020/PN Niaga.Jkt.Pst に関する中央ジャカルタ地方裁判所商事裁判所の 2020 年 11 月 18 日の判決を取り消した。 <p>裁判官の自判 :</p> <p>抗弁において :</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本案における原告の抗弁を棄却した。 2. 原告の請求を棄却した。 <p>以前の原告である破棄の被請求人に対して、全審級の裁判所の訴訟費用(上訴段階では 5,000,000 ルピア(500 万ルピア)である。)を支払うよう判決を下した。</p>
概要	<p>第 1 審では、Unilever は、「歯磨き粉」などの商品を対象とする第 3 類において Hardwood が所有する登録番号 IDM000258478 による STRONG 商標(単語)を侵害しているため、Hardwood に 300 億ルピア(約 200 万米ドル)の損害賠償金を支払うよう命じられた。</p> <h2>Strong</h2> <p>Hardwood は、物的損害請求を算定する際に、次の事項を提示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 1 年間の収益の損失 - 1 年間の収益成長の潜在的損失

	<ul style="list-style-type: none"> - 2019 年に STRONG 商標の評判を確立するために、テレビ広告、オフラインキャンペーン、新たな市場促進、および従来の市場促進などに費やした費用 <p>Hardwood は、総額 330 億ルピアの物的損害を請求した。また、Hardwood は、Unilever が STRONG 標章を使用したことにより STRONG の評判を低下させたことを根拠として、750 億ルピア(約 530 万米ドル)の非物的損害を請求した。Hardwood が請求した損害賠償は総額で 1,080 億ルピア(約 760 万米ドル)であった。</p> <p>裁判官は、次の事項を考慮して、300 億ルピアの物的損害のみを認めると判断を下した。</p> <ul style="list-style-type: none"> - Unilever は、原告(Hardwood)の証拠および証人に基づき、2019 年以降、Hardwood の STRONG 商標登録を侵害していることが証明されている。 - 善良な正義(<i>in goede justitie</i>)と、合理性および公正性(<i>naar redelijkheid en billijkheid</i>) - 被告(Unilever)の類似商品の製造業者としての経済的地位およびその業務上の評判、月次の営業収益および広範なビジネスネットワーク <p>判決を下す際に、第一審裁判官は次のことを考慮した。</p> <ul style="list-style-type: none"> - Hardwood の STRONG が周知商標であること - Unilever の歯磨き粉商品に PEPSODENT STRONG 商標を使用することは、類似商品の Hardwood の登録商標と類似性を有していること
--	--



- 2019年以降のUnileverによるPEPSODENT STRONGの使用は、第3類における登録番号IDM000258478によるHardwoodの登録商標STRONGに対する侵害とみなされる。

しかし、破棄訴訟においては、最高裁判所の裁判官が次のことを考慮したため、第一審判決は破棄された。

- 侵害請求は、HardwoodのSTRONG商標登録とUnileverのPEPSODENT STRONG歯磨き粉を比較して提起されたものであり、PEPSODENTという要素は登録商標であること
- STRONGという単語は、Hardwoodが発明した単語ではなく、辞書に載っている意味を持つこと
- 商標法には、権利なしに商標を使用する者に対して、商標権侵害請求を提起できることが規定されていること
- Unileverは、第3類において商標PEPSODENT STRONG 12 JAM(単語)およびPEPSODENT STRONG 12 JAM(包装の図案)の登録を取得しているため、これらの標章を使用する権利を有していること

事例 3 (NAKAMICHI 商標)事件番号 59/Pdt/sus.brand/2014/Pn.Niaga/Jkt.Pst

事件番号	59/Pdt/sus.brand/2014/Pn.Niaga/Jkt.Pst 316 K/PdtSus-HKI/2015(破棄上訴)
種類	民事上の侵害訴訟
提起日	2014 年 9 月 25 日 2015 年 2 月 17 日(破棄上訴)
原告	Andy Najarudin (以下「Andy」という。)
被告	第 1 被告 Harry Sucipto 第 2 被告 Janwar Tanamal Sucipto 第 3 被告 PT. Sipatek Putri Lestari 第 4 被告 Dhanny Setiadi Suwaji (CV. Pansurya の所有者) 第 5 被告 Handoko (Moro Seneng Shop の所有者)
判決日	2015 年 1 月 23 日 2015 年 6 月 18 日(破棄上訴)
判決	<p><u>第 1 審</u></p> <p>1. 原告の請求の一部を認めた。</p> <p>2. 被告らが、法務人権省内の知的財産総局に登録番号 IDM000068148 で登録されている原告の NAKAMICHI の標章を侵害したことを宣告した。</p> <p>3. 被告らに対し、次のとおり原告に補償するよう判決を下した。</p> <p>物的損害 :</p> <ul style="list-style-type: none"> - 第 1 被告、第 2 被告および第 3 被告に対して、連帶して原告に 1,000,000,000 ルピア(10 億ルピア)を支払うこと - 第 4 被告および第 5 被告に対して、連帶して原告に 500,000,000 ルピア(5 億ルピア)を支払うこと <p>非物的損害 :</p>

	<ul style="list-style-type: none"> - 第 1 被告、第 2 被告、第 3 被告、第 4 被告および第 5 被告に対して、連帶して原告に 1,000,000,000 ルピア(10 億ルピア)を支払うこと <ol style="list-style-type: none"> 4. 被告らに対し、原告の登録商標である NAKAMICHI の使用に関連する一切の行為を中止するよう判決を下した。 5. 被告らに対し、2,516,000 ルピア(251 万 6 千ルピア)と見積もられる本件でこれまでに発生した全ての費用を支払うよう宣告した。 6. 原告の残りの請求を棄却した。 <p><u>破棄上訴</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 破棄上訴請求人である Handoko および Harry Sucipto からの破棄請求を棄却した。 2. 事件番号 59/Pdt.Sus-Merek/2014/PN.Niaga.Jkt.Pst に関する中央ジャカルタ地方裁判所商事裁判所の 2015 年 1 月 28 日の判決を修正した。判決は以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> - 原告の請求の一部を認めた。 - 被告が、法務人権省内の知的財産総局に登録番号 IDM000068148 で登録されている原告の NAKAMICHI 商標を侵害したことを宣告した。 - 被告らに対し、次のとおり原告に補償するよう判決を下した。 <p>物的損害 :</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第 1 被告、第 2 被告および第 3 被告に対して、連帶して原告に 1,000,000,000 ルピア(10 億ルピア)を支払うこと ○ 第 4 被告および第 5 被告に対して、連帶して原告に 500,000,000 ルピア(5 億ルピア)を支払うこと
--	--

	<p>3. 被告らに対して、原告の登録商標である NAKAMICHI の使用に関する一切の行為を中止するよう判決を下した。</p> <p>4. 被告らに対して、これまでに 2,516,000 ルピア(251 万 6 千ルピア)と見積もられる本件でこれまでに発生した全ての費用を支払うよう判決を下した。</p> <p>5. 原告の残りの請求を棄却した。</p>
概要	<p>NAKAMICHI の商標を所有する繊維生地事業者である Andy は、ジャカルタ商事裁判所に商標権侵害の損害賠償を求める民事上の侵害訴訟を起こした。当該請求は、2014 年 9 月 25 日に事件番号 59/Pdt/sus.merek/2014/Pn.Niaga/Jkt.Pst で登録された。</p> <p>当該請求において、Andy は、ジャカルタの Harry Sucipto、ジャカルタの Janwar Tanamal Sucipto、PT Sipatek Putri Lestari、CV Pansurya の所有者である Dhanny Setiadi Suwaji、スラバヤの Handoko の 5 人の被告らに対して損害賠償を求めた。</p> <p>Andy の代理人は、Andy が、第 24 類の指定商品「繊維生地」において IDM000068148 で登録されている <u>NAKAMICHI</u> 商標の所有者であると主張した。</p> <p>しかし、2011 年、Harry(第 1 被告)は、無断で <u>NAKAMICHI</u> ブランドの商品を製造し、インドネシア全土で生地販売業者や直販業者に販売した。その後、Andy は、Harry がメンバーとして登録している所属組織である 繊維事業者協会(Aspectek)に Harry について報告した。Aspectek は、Harry と Janwar(第 2 被告)が当該商標を模倣した標章を発見した。その後、Andy は Harry をタンボラ警察に通報し、Harry は有罪と宣告された。</p> <p>事件番号 59/Pdt.Sus-Merek/2014/PN.NIAGA.JKT.PST に関する第一審の判決において、裁判官は、物的損害に対する損害賠償だけでなく、非物的損害に対する損害賠償も認めた。裁判官は、被告が原告の商標の評判を低</p>

下させたことによる非物的損害に対する損害賠償も認められるべきであると判断した。

なお、本件において、物的損害と非物的損害のいずれについても算定基準は明確ではない。第一審判決では、15 億ルピア(物的損害)および 10 億ルピア(非物的損害)の損害賠償金を決定する際に、次のことが考慮された。

物的損害

- 被告らは、メダンやスラバヤといったインドネシアの複数の大都市で侵害商品を数千以上販売した。
- 侵害行為における各被告の役割
 1. 第 1 被告、第 2 被告、第 3 被告がより強い影響力を有していたことから、10 億ルピアの損害賠償金を支払うよう判決が下された。
 2. 第 4 被告および第 5 被告については、5 億ルピアの損害賠償金を支払うよう判決が下された。

非物的損害

- 被告らの侵害により、NAKAMICHI 商標を付した原告の商品に対する消費者の信用を低下させた。

事例 4(V-GEN 商標)事件番号 1483/PID.Sus/2013/PN.JKT.PST

事件番号	1483/PID.Sus/2013/PN.JKT.PST 72/PID/2014/PT.DKI (高等裁判所控訴) 1205 K/Pid.Sus/2014 (破棄上訴)
種類	刑事上の侵害訴訟
提起日	2013 年 10 月 21 日 2013 年 12 月 18 日(高等裁判所控訴) (破棄上訴)
被告人	Edison
判決日	2013 年 12 月 13 日 2014 年 4 月 3 日(高等裁判所控訴) 2015 年 2 月 3 日(破棄上訴)
判決	<p><u>第 1 審</u></p> <p>1. Edison(被告人)が「当該商品および/または役務の取引は 90 条の定めに違反した結果である」という犯罪行為を犯したことが法的に、かつ、納得のいくように証明されたことを宣告した。</p> <p>2. 被告人に禁錮 10 か月を言い渡した。</p> <p>3. 証拠について次のように述べた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) V-GEN 商標のメモリカード(2GB)535 枚 2) V-GEN マイクロ SD(2GB)合計 18,350 枚 3) V-GEN マイクロ SD(4GB)合計 5,000 枚 破棄するため押収 4) V-GEN 商標を付したオリジナルのメモリカード 3 枚 証人 Benny Pontian Muslim(別名 Lim Benny Pontian Muslim)に返却 5) 売上請求書(番号 399)1 枚 6) 第 9 類の商品・役務に区分される登録番号 IDM000043792 に関する 2005 年 7 月 28 日付の法的に有効な商標証明書の写し 1 枚

- 7) V-GEN 商標を付したメモリカード 12,000 枚に関する 2013 年 6 月 24 日付の請求書 1 通
- 8) 訴訟ファイルに添付されている 2013 年 7 月 2 日付の請求書
4. 引き続き 2,000 ルピア(2 千ルピア)の訴訟費用を被告人に請求した。

高等裁判所控訴

1. 被告人および検察官から控訴請求を受けた。
2. 事件番号 1483/Pid.Sus/2013/PN.Jkt.Pst に関する 2013 年 12 月 11 日付のジャカルタ中央地方裁判所判決を修正した。控訴請求は、単に被告人に科せられた刑の長さに関するものであるため、命令は次のとおりと解釈される。
 - Edison(被告人)が、「当該商品および/または役務の取引は 90 条に定めに違反した結果である」という犯罪行為を犯したことが法的に、かつ、納得のいくように証明されたことを宣告した。
 - 被告人に禁錮 11 か月を言い渡した。
 - 証拠について次のように述べた。
 - 1). V-GEN 商標のメモリカード(2GB)535 枚
 - 2). V-GEN マイクロ SD(2GB)合計 18,350 枚
 - 3). V-GEN マイクロ SD(4GB)合計 5,000 枚
破棄するため押収
 - 4). V-GEN 商標を付したオリジナルのメモリカード 3 枚
証人 Benny Pontian Muslim(別名 Lim Benny Pontian Muslim)
に返却
 - 5). 売上請求書(番号 399)1 枚
 - 6). 第 9 類の商品・役務に区分される登録番号 IDM000043792
に関する 2005 年 7 月 28 日付の法的に有効な商標証明書の
写し 1 枚
 - 7). V-GEN 商標を付したメモリカード 12,000 枚に関する 2013
年 6 月 24 日付の請求書 1 通

	<p>8). 訴訟ファイルに添付されている 2013 年 7 月 2 日付の請求書</p> <p>3. 被告人に対して、両審級の訴訟費用(控訴段階では 2,000 ルピア(2 千ルピア)である。)を負担させた。</p> <p><u>破棄上訴</u></p> <p>1. 破棄上訴請求者である被告人 Edison による破棄請求を棄却した。</p> <p>2. 被告人に対して、現上訴段階の訴訟費用 2,500 ルピア(2 千 5 百ルピア)を支払うよう判決を下した。</p>
概要	 <p>V-GEN 商標は、インドネシアではメモリカードの周知商標とされている。当該商標は、第 9 類の商品において Benny Pontian Muslim 名義で商標局に登録されている。刑事訴訟が提起され、ジャカルタ地方裁判所は、被告人 Edison の有罪を宣告し、10 か月の禁錮を言い渡した。</p> <p>事件番号 1483/PID.Sus/2013/PN.JKT.PST の判決において、裁判官は次のとおり命じた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被告人の 10 か月の禁錮刑 2. 被告人 Edison が所有する模倣品の廃棄 <p>ジャカルタ高等裁判所への控訴により刑が 11 か月に延長され、最高裁判所がこれを確認した。</p>

	<p>また、V-GEN 商標の所有者である Benny Pontian Muslim は、彼の事業が模倣によって多大な損害を被ったと主張するため民事上の侵害訴訟を提起し、利益の減少、販売促進費および非物的損害により 163 億 4,000 万ルピア(100 万米ドル超)の損害賠償を請求した。ジャカルタ商事裁判所は、原告の請求の一部を認めた。</p>
--	---

事例 5(GUDANG BARU 商標)事件番号 104 PK/Pid.Sus/2015

事件番号	645/Pid.Sus/2011/PN.Kpj 297 / PID / 2012 / PT SBY(高等裁判所控訴) 162 K/Pdt.Sus-HKI/2014(破棄上訴) 104 PK/Pid.Sus/2015(再審理上訴)
種類	刑事上の侵害訴訟
提起日	該当なし
被告人	H. ALI KHOSIN, SE
判決日	2015 年 11 月 10 日(再審理上訴)
判決	<p><u>第 1 審</u></p> <p>1. 被告人の弁護人による検察官の起訴に対する抗弁は容認できないことを宣告した。</p> <p>2. 前記被告人 H. ALI KHOSIN, SE.は、「意図的に、かつ、権利を伴わずに、生産および取引される類似の商品について、他の当事者に帰属する登録商標と本質的に同一の標章を使用する」という犯罪行為を犯したことについて、法律に基づき適法かつ確信的に、有罪であると証明されたことを宣告した。</p> <p>3. 前記被告人に対し、10 か月の禁固を言い渡した。</p> <p>4. 被告人に対し、50,000,000 ルピア(5000 万ルピア)の罰金を科した。</p> <p>5. 当該罰金が納付されない場合は、2 か月の禁固に置き換えることを規定した。</p> <p>6. 証拠の破棄を命令した。</p> <p><u>高等裁判所控訴</u></p> <p>1. 被告人の弁護人および検察官から上訴請求を受けた。</p>

	<p>2. 2012年3月7日付ケパンジェン地方裁判所判決番号 645/Pid.Sus/2011/PN.Kpj.を確認し、当該判決に関して上訴が請求された。</p> <p>3. 両段階の裁判所の訴訟費用(上訴段階では5,000ルピア(5千ルピア)である。)を被告人に支払わせた。</p>
	<p><u>破棄上訴</u></p> <p>該当なし</p> <p><u>再審理上訴</u></p> <p>1. H. ALI KHOSIN, SE からの再審理の請求を棄却した。</p> <p>2. 再審理を請求された判決が引き続き有効であることを規定した。</p> <p>3. 司法審査申請者に対し、2,500ルピア(2千5百ルピア)となるこの審理の訴訟費用を支払うよう請求した。</p>
概要	<p>GUDANG GARAMは、Gudang Garam Tbkが所有するインドネシアで有名なタバコブランドの1つである。</p>  <p>PR Jaya Makmur(被告人Ali Khosinが所有する。)は、Gudang Garam Tbkの主力製品に類似するGUDANG BARU標章をパッケージに使用している。</p>



2011 年および 2012 年、PT Gudang Garam Tbk は PR Jaya Makmur に警告書を送付した。しかし、交渉による和解は成立しなかった。

2014 年、最高裁判所は、類似性がないとして、Gudang Garam Tbk が GUDANG BARU 標章の取消しを求めて提起した上訴を棄却した。しかし、これらは、実際に販売されたパックではないパックラベルデザイン(単に語句だけではなく複数の要素を組み込む。)であった。

また、Gudang Garam Tbk は刑事告訴も行った。検察官は、形状、配置および色彩の構成が類似しており、唯一の違いは発音方法であるという点で、この件が刑事上の偽造事件(旧商標法 91 条)となると主張した。

これにより刑事裁判が行われ、第一審のケパンジェン地方刑事裁判所およびスラバヤ控訴裁判所は、商標侵害に関して、Ali Khosin に対し、10か月の禁固および 50,000,000 ルピア(約 3,800 米ドル)の罰金を言い渡すことを決定した。

再審理上訴の判決は、控訴判決を支持した。

事例 6(NEO MILD 商標)事件番号 567 K/Pdt.Sus/2011

事件番号	03/ HKI.Merek/2011/PN.Niaga.Sby. 567 K/Pdt.Sus/2011(破棄上訴)
種類	民事上の侵害訴訟
提起日	2011 年 6 月 13 日(破棄上訴)
原告	PT BINTANG PESONA JAGAT(以下「BPJ」という。)
被告	PT KARYA TAJINAN PRIMA(以下「KTP」という。)
判決日	2011 年 5 月 25 日 2011 年 12 月 21 日(破棄上訴)
判決	<p><u>第 1 審</u></p> <p>仮請求において：</p> <ol style="list-style-type: none">原告の仮請求を棄却した。 <p>抗弁において：</p> <ol style="list-style-type: none">被告の抗弁を棄却した。 <p>本件の主題について：</p> <ol style="list-style-type: none">原告の請求を全面的に棄却した。 <p>反訴において：</p> <ol style="list-style-type: none">反訴原告の請求の一部を認めた。反訴被告 BPJ が、登録されている商標、すなわち「NEOMILD」と、取引されている商標、すなわち「neO mild SPECIAL EDITION」商標とが一致しないため、商標を一貫した形で使用していないと述べた。

	<p>3. 第 34 類の商品および/または役務に関する 2001 年 5 月 17 日付登録証番号 503266 の商標「NEOMILD」を、商標一般登録簿から取り消し、かつ、その旨を商標公報で公告するよう、法務人権省の知的財産総局に命令した。</p> <p>4. スラバヤ地方裁判所商事裁判所登録官に対し、恒久的な法的効力が発生した後、インドネシア共和国法務人権省知的財産総局にこの判決を送付するよう命令した。</p> <p>5. 反訴原告の上記以外の請求を棄却した。</p>
	<p>訴えおよび反訴において：</p> <p>1. 原告/反訴被告に対し、647,000 ルピア(64 万 7 千ルピア)の金額を請求した。</p>
概要	<p><u>破棄上訴</u></p> <p>1. 破棄請求人、PT BINTANG PESONA JAGAT からの上訴を棄却した。</p> <p>2. 破棄請求人/原告に対し、全段階の裁判所の訴訟費用を支払うよう言い渡し、この破棄上訴段階では 5,000,000 ルピア(500 万ルピア)に設定されている。</p> 

これは、KTP が NEO 商標を使用したことによる NEO MILD タバコ商標の侵害に関して BPJ が提起した民事上の侵害訴訟に関する事件である。

原告である BPJ は、British American Tobacco の子会社であるタバコ製造会社 PT Bentoel International Investama Tbk の子会社である。

KTP と BPJ との間の NEO MILD タバコ商標をめぐる争いは、2010 年 6 月 16 日付税関決定(当該決定は、2 つのタバコブランドが同時に世に出ることを認めた。)をめぐって KTP がスラバヤ州行政裁判所に提起した訴訟から始まった。当該訴訟において、スラバヤ州行政裁判所は KTP に有利な判決を下した。この事件は、州行政高等裁判所に上訴され、ここでも KTP が勝訴した。

BPJ は、独占的権利を取得するため、NEO MILD 商標を法務人権省に登録し、その後、商品明細書第 34 類のタバコに関する登録番号 503266 に基づく登録商標、NEO MILD の保有者となった。BPJ は、KTP が、BPJ の NEO MILD 登録商標と類似する NEO 商標を使用することにより自らの登録商標 NEO MILD に関する独占的権利を侵害したと主張した。

BPJ はスラバヤ商事裁判所に訴訟を提起し、この訴訟において、KTP は BPJ による NEO MILD 商標の使用は登録に従っていないと主張する反訴を提起した。2011 年 5 月 25 日付判決において、裁判官は、BPJ の侵害請求を棄却し、BPJ が所有する NEO MILD 商標の登録取消を主張する KTP の反訴を認めることを決定した。

BPJ は、第一審判決への異議申立てを試みて、最高裁判所に上訴した。しかし、破棄上訴は最高裁判所によって棄却された。

13. 知財庁が提供するオンラインツールの概要

13.1. 商標局オンラインデータベース

商標局は、内部データベースおよび外部向けに公開されているオンラインデータベースの2種類のデータベースを有する。公開されている商標局オンラインデータベースは、リアルタイムの適切な更新が行われていない。このデータベースは、週に1回手動で更新され、完全な詳細(記録など)を含まない。内部データベースは、リアルタイムで更新され、かつ完全であるため、最も正確なデータベースである。

- a. 商標局オンラインデータベースのユーザーインターフェース – <https://pdki-indonesia.dgip.go.id/>

トップページ

登録番号、出願番号または商標名等のキーワードを用いてインドネシアで出願された商標の詳細を検索するには、検索ボックスを使用することができる。

The screenshot shows the homepage of the PDKI Indonesia online trademark database. At the top, there is a navigation bar with icons for back, forward, search, and other functions. The URL 'pdki-indonesia.dgip.go.id' is visible in the address bar. Below the address bar is the logo of the Directorate General of Intellectual Property (DIREKTORAT JENDERAL KEKAYAAN INTELEKTUAL KEMENTERIAN HUKUM & HAM R.I.) and the text 'PANGKALAN DATA KEKAYAAN INTELEKTUAL'. There is a search bar with dropdown menus for 'Merek' (Trademark) and 'Cari' (Search). Below the search bar is an 'Advance Filter' link. At the bottom of the page, there is a row of circular icons representing different intellectual property categories: a pen, a gear, a geometric shape, a musical note, a leaf, a circuit board, a lock, and a circular pattern.

アドバンスフィルター

The screenshot shows the search interface for the PDKI-Indonesia database. At the top, there is a navigation bar with a logo and the text "Pangkalan Data Kekayaan Intelektual". Below the navigation bar is a search bar with dropdown menus for "Merek" and "Cari...", and a "Cari" button. Underneath the search bar are several filter options: "Urutkan berdas" (Sort by) with a dropdown menu showing "A", and checkboxes for "Dalam Proses", "Berakhir", "Dibatalkan", "Ditolak", "Didafatar", "Ditarik Kembali", and "Dihapus". There is also a "Filter" button. The main area is divided into three sections: "Berdasarkan Nomor" (Based on Number), "Berdasarkan Teks" (Based on Text), and "Berdasarkan Periode" (Based on Period). Each section contains input fields for filtering. At the bottom right of the filter area are buttons for "Tutup" (Close), "Clear Filter", and "Terapkan Filter" (Apply Filter).

アドバンスフィルターは、以下を含む特定のキーワードで検索するための追加のツールを提供する。

➤ 出願の状態(ウェブ上のステータスボックスの太枠部分)

- 係属中(Dalam Proses)
- 失効(Berakhir)
- 取消し(Dibatalkan)
- 拒絶(Ditolak)
- 取下げ(Ditarik Kembali)
- 登録済み(Didaftar)
- 登録取消(Dihapus)

➤ 出願番号(Nomor Permohonan)

➤ 登録番号(Nomor Pendaftaran)

➤ 優先権番号(Nomor Prioritas)

➤ 公告番号(Nomor Publikasi)

➤ 商標名(Nama Merk)

- 分類(Klasifikasi)
- 知的財産コンサルタント名(Nama Konsultan)
- 出願人名(Nama Pemilik Merek)

次に、「Terapkan Filter」をクリックして、検索に追加のフィルターを適用する。

商標局オンラインデータベースが提供するデータ結果の例

The screenshot shows the search results for the trademark 'adidas'. At the top, there is a search bar with 'Merek' selected and 'adidas' typed in. Below the search bar, there is a link to return to the search results page. The main content area displays the following information:

Detail		Publikasi									
No. Pendaftaran IDM000381435	Tgl. Pendaftaran 2013-01-07										
ADIDAS Status (TMI) Didafar		Publikasi Publikasi A									
Detail <table border="1"> <tr> <td>NOMOR PENGUMUMAN</td> <td>TANGGAL PENGUMUMAN</td> </tr> <tr> <td>NOMOR PERMOHONAN</td> <td>TANGGAL PENERIMAAN</td> </tr> <tr> <td>D002009032810</td> <td>2012-10-03</td> </tr> <tr> <td>TANGGAL DIMULAI PELINDUNGAN 2009-10-09</td> <td>TANGGAL BERAKHIR PELINDUNGAN 2029-10-09</td> </tr> </table>				NOMOR PENGUMUMAN	TANGGAL PENGUMUMAN	NOMOR PERMOHONAN	TANGGAL PENERIMAAN	D002009032810	2012-10-03	TANGGAL DIMULAI PELINDUNGAN 2009-10-09	TANGGAL BERAKHIR PELINDUNGAN 2029-10-09
NOMOR PENGUMUMAN	TANGGAL PENGUMUMAN										
NOMOR PERMOHONAN	TANGGAL PENERIMAAN										
D002009032810	2012-10-03										
TANGGAL DIMULAI PELINDUNGAN 2009-10-09	TANGGAL BERAKHIR PELINDUNGAN 2029-10-09										
Translasi ADIDAS : Suatu penamaan											
Kelas Nice	KODE KELAS	JENIS BARANG / JASA									
	25	Penutup kepala (headgear)									
Prioritas	NOMOR	KEWARGANEGARAAN									
Pemilik	NAMA	ALAMAT	KEWARGANEGARAAN								
	adidas AG	Berkedudukan di : Adi-Dassler-Strasse 1-2, Herzogenaurach 91074, Germany	DE								
Konsultan	NAMA	ALAMAT	KEWARGANEGARAAN								
	Yurio Astary	PT Rouse Consulting InternationalSuite 701, Pondok Indah Office Tower 2, Jalan Sultan Iskandar Muda KAV V-TA, Pondok Indah	ID								

Copyright © 2021 Direktorat Jenderal Kekayaan Intelektual

b. 商標公報(Berita Resmi Merek)—<https://www.dgip.go.id/>

インドネシア商標局は、商標公報(*Berita Resmi Merek*)において、受理されている商標登録出願を公表している。これは、<https://www.dgip.go.id/>の URL でアクセスできる。

ユーザーは、商標公告の年月に基づくドロップダウンリストボタンを使用することで、公報を検索することができる。ユーザーは、公報をオンラインでプレビュー

すること、またはオフラインで表示するためにダウンロードすることができる。公報はインドネシア語でのみ利用可能である。

https://www.dgip.go.id

DIREKTORAT JENDERAL KEKAYAAN INTELEKTUAL KEMENTERIAN HUKUM & HAM R.J.

Beranda Permohonan Penelusuran Pengaduan Tentang DJKI Unduhan F.A.Q

INDUSTRI GEOGRAFIS DAGANG KOMUNAL PENYIDIKAN

Berita Resmi Kekayaan Intelektual

Berita Resmi adalah media resmi yang diterbitkan secara berkala oleh Menteri melalui sarana elektronik dan/atau non elektronik

 Berita Resmi Merek	 Berita Resmi Indikasi Geografis
 Berita Resmi Paten	 Berita Resmi Madrid Protokol
 Berita Resmi Desain Industri	 Daftar Umum KI

K.I. Komunal



20 Mei 2021
DJKI Beri 4 Surat Pencatatan Kekayaan Intelektual Komunal dan 1 Sertifikat Indikasi Geografis Asal Nusa Tenggara Timur

HALO 

DKI Siap Membantu Anda

//www.dgip.go.id/berita-resmi/berita-resmi-merek

dgip.go.id/berita-resmi/berita-resmi-merek

Beranda > Berita Resmi Merek

Berita Resmi Merek

- Semua Tahun - - Semua Bulan - Cari

Show 10 entries Search:

Nomor Berita Resmi	Kesesuaian Undang-undang	Tanggal Terbit	
Berita Resmi Merek Hearing No. 06A/VIII/A/2021	UU Merek No.15 Tahun 2001	12 Agustus 2021	 
Berita Resmi Merek No. 06/VIII/A/2021	UU Merek No.15 Tahun 2001	12 Agustus 2021	 
Berita Resmi Merek No. 42/P-M/VII/A/2021	UU Merek No.20 Tahun 2016	12 Agustus 2021	 
Berita Resmi Merek No. 41/P-M/VIII/A/2021	UU Merek No.20 Tahun 2016	10 Agustus 2021	 
Berita Resmi Merek No. 40/P-M/VIII/A/2021	UU Merek No.20 Tahun 2016	9 Agustus 2021	 
Berita Resmi Merek No. 39/P-M/VII/A/2021	UU Merek No.20 Tahun 2016	29 Juli 2021	 
Berita Resmi Merek No. 38/P-M/VII/A/2021	UU Merek No.20 Tahun 2016	22 Juli 2021	 
Berita Resmi Merek No. 37/P-M/VII/A/2021	UU Merek No.20 Tahun 2016	16 Juli 2021	 
Berita Resmi Merek No. 36/P-M/VII/A/2021	UU Merek No.20 Tahun 2016	9 Juli 2021	 
Berita Resmi Merek No. 35/P-M/VII/A/2021	UU Merek No.20 Tahun 2016	5 Juli 2021	 

Showing 1 to 10 of 84 entries Previous 1 2 3 4 5 ... 9 Next

HALO 

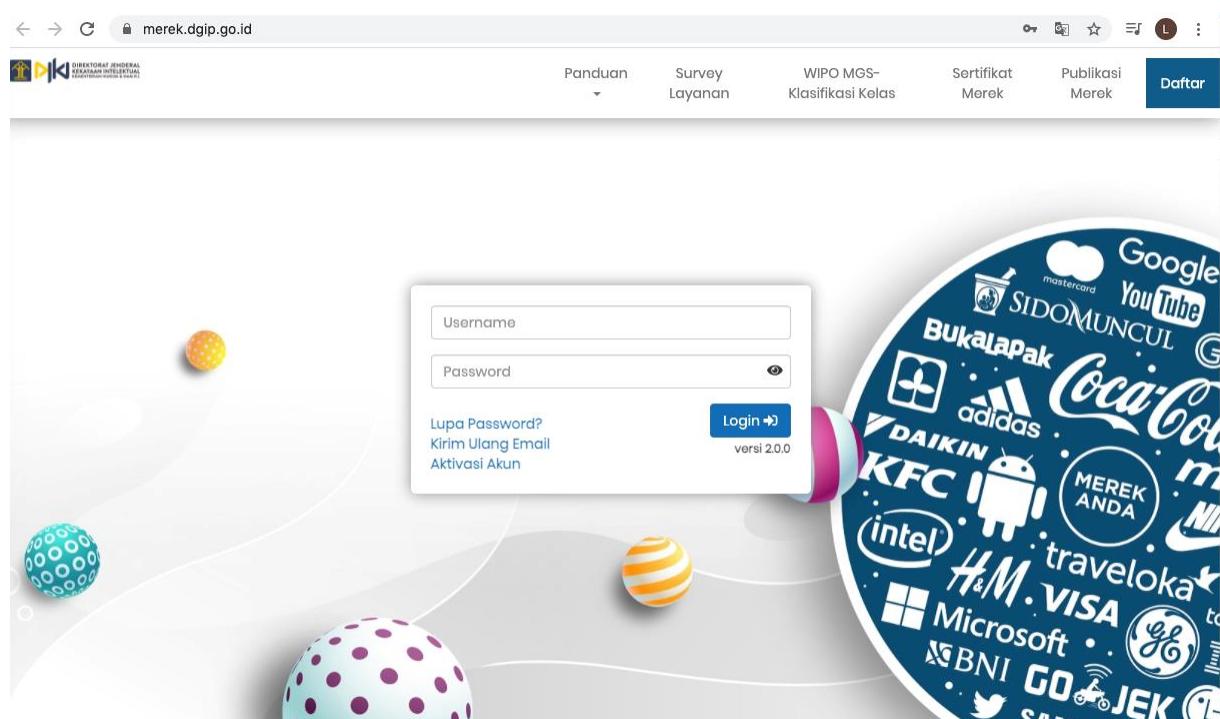
DKI Siap Membantu Anda

13.2. 知財総局電子出願システム

a. 知財総局電子出願システムのユーザーインターフェース

Teman Kita 電子出願システムは、当該システムに登録されているインドネシアの知的財産コンサルタントによってアクセス可能である。

在外の出願人は、商標登録出願を行うために、署名された委任状および所有権宣言書を有する現地の知的財産コンサルタントを起用する必要がある。



b. 商品または役務分類データベース

当該システムにおいては、各出願により指定することができる商品・役務が限定されている。最初の出願では、当該データベースによって認識される商品・役務のみを指定することができる。

Tampil per

10 ▾

data

<input type="checkbox"/> Kelas	Uraian Barang/Jasa	Uraian Barang/Jasa (English)
<input type="checkbox"/> 1	indikator kelembaban kimia dalam bentuk strip, pelet dan film	chemical humidity indicators in the form of strips, pellets and films
<input type="checkbox"/> 1	penguat kimia untuk karet	chemical intensifiers for rubber
<input type="checkbox"/> 1	zat antara kimia untuk digunakan dalam pembuatan bahan kimia pertanian	chemical intermediates for use in the manufacture of agricultural chemicals
<input type="checkbox"/> 1	pupuk majemuk yang dikonversi secara kimia	chemically converted compound fertilizers
<input type="checkbox"/> 1	strip uji yang diolah secara kimia untuk kalibrasi sediaan kimia laboratorium	chemically treated test strips for calibration of laboratory apparatus
<input type="checkbox"/> 1	strip uji yang dirawat secara kimia, selain untuk keperluan medis	chemically treated test strips, other than for medical purposes
<input type="checkbox"/> 1	oksidan kimia untuk digunakan dalam pembuatan sirkuit tercetak	chemical oxidants for use in the manufacture of printed circuits
<input type="checkbox"/> 1	sealer penembus kimia untuk batu alam	chemical penetrating sealers for natural stone
<input type="checkbox"/> 1	bahan kimia perintis untuk digunakan dalam pembuatan bahan kimia pertanian	chemical precursors for use in the manufacture of agricultural chemicals
<input type="checkbox"/> 1	sediaan kimia, kecuali pigmen, untuk industri enamel	chemical preparations, except pigments, for the manufacture of enamel

Menampilkan 1 s/d 10 dari 75,833 data

c. 電子登録証の発行の確認—<https://merek.dgip.go.id/sertifikat-merek>

2019年12月から、知財総局は、紙一での商標登録証を発行しておらず、代わりに電子登録証を発行している。

電子登録証の取扱いは出願が下記のいずれに該当するかによって変わる。

- 2019年8月17日より前に提出された出願
- 2019年8月17日以降に提出された出願

2019年8月17日より前に提出された出願の登録証のダウンロード方法

- ウェブサイト <https://merek.dgip.go.id/sertifikat-merek> にアクセスして、登録証が発行されているかどうかを確認する。
 - 知財総局のウェブサイト <https://merek.dgip.go.id/sertifikat-merek> にアクセスする。
 - ページ右上に登録番号を入力する。
 - クリックして検索する。

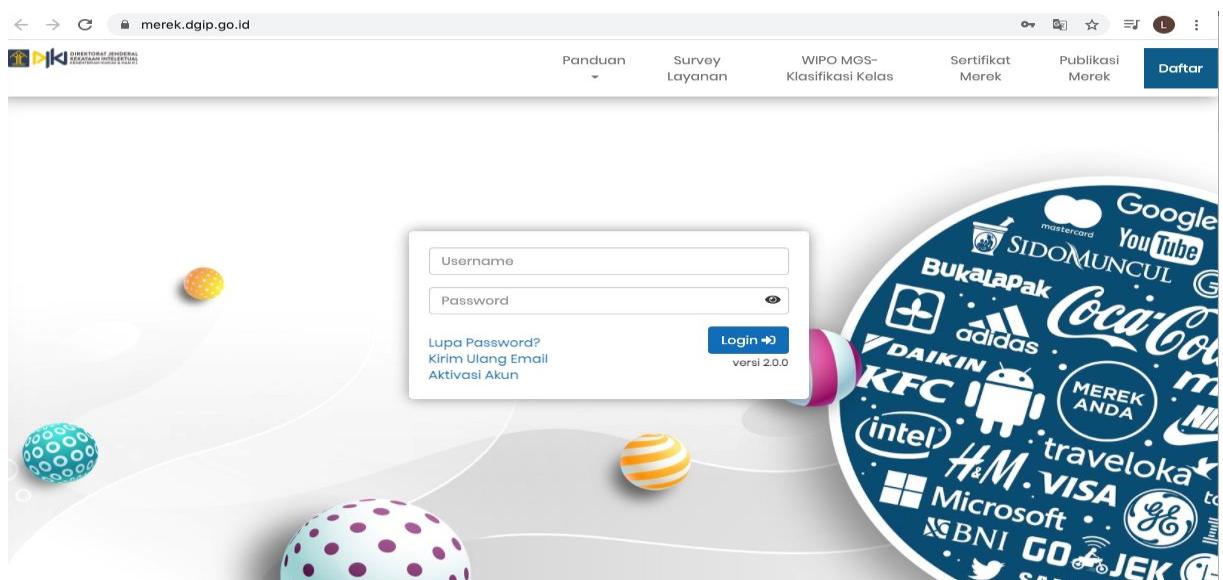
The screenshot shows a search results page for trademark registration number J002016054332. The page includes a header with the DGIP logo and a search bar. Below the search bar is a table with columns: No, Nomor Permohonan, Tanggal Penerimaan, Merek, Kelas, Nama Pemohon, and Nama Kuasa. The table contains one row of data corresponding to the search term. At the bottom of the page, there are navigation links for 'Sblmnya' and 'Berikut'.

No	Nomor Permohonan	Tanggal Penerimaan	Merek	Kelas	Nama Pemohon	Nama Kuasa
1	J002016054332	08/11/2016	JNTO	35, 39, 41		Nidya Kalangie, S.H.

データが表示された場合は、登録証が入手可能であることを意味する。登録証の発行は、電子メールで Sertifikasi Merek DJKI(sertifikasi.merek@dgip.go.id)に依頼する必要がある。電子メールには、商標名、出願番号、登録番号および登録日を記載する必要がある。データが表示されない場合、現時点では登録証が入手できないことを意味する。

2019 年 8 月 17 日以降に提出された出願の登録証のダウンロード方法

- 知財総局のウェブサイト <https://merek.dgip.go.id/sertifikat-merek> にアクセスする。
 - 知的財産コンサルタントのアカウントを使ってウェブサイトにログインする。



- メニュー上のオンライン出願を選択する。

Permohonan Online

Pasca Permohonan Online

Madrid Office of Origin Online

Madrid Transformasi Replacement

Inbox Surat

Permohonan Online

Permohonan Merek / Permohonan Online

Tanggal Pengajuan Kelas

Nomor Permohonan Merek

Nomor Transaksi Kode Billing

Filter Refresh

Tampil per 10 data + Tambah Export to Excel

- 出願番号、取引番号または文書番号をポックスに入力する。
- ダウンロードボタンをクリックする。

Permohonan Online

Pasca Permohonan Online

Madrid Office of Origin Online

Madrid Transformasi Replacement

Inbox Surat

Permohonan Online

Permohonan Merek / Permohonan Online

Nomor Transaksi Kode Billing

Filter Refresh

Tampil per 10 data + Tambah Export to Excel

Nomor No.	Nomor Transaksi	Tanggal Pengajuan	Tipe Merek	Merek	Kelas	Nomor Permohonan	Tipe Permohonan	Jenis Permohonan	Status	
41										Tanda Terima
42										Surat Pernyataan
										Download Sertifikat Merek
										Tanda Terima
										Surat Pernyataan
										Download Sertifikat Merek

Menampilkan 41 s/d 42 dari 42 data

Sblmnya 1 2 3 4 5 Berikut

14. 料金

インドネシアにおける商標手続に関する料金(手続費用)は、2019 年インドネシア共和国政令 28 号に定められている。インドネシアにおける商標手続に関する料金の一覧は以下のとおりである。

種類	料金 ⁶	備考
出願		
商標登録出願に関するもの	1,800,000 ルピア (約 139 米ドル/約 14,500 円)	1 クラス当たり
マドプロ出願に関するもの	144 スイスフラン (約 135 米ドル/約 18,000 円)	1 クラス当たり
国際商標から国内商標への商標転換	2,000,000 ルピア (約 154 米ドル/約 16,000 円)	1 クラス当たり
国内商標から国際商標への商標転換	1,000,000 ルピア (約 77 米ドル/約 8,000 円)	1 クラス当たり
マドプロ出願の管理手数料 (インドネシア産品)	500,000 ルピア (約 39 米ドル/約 4,000 円)	1 出願当たり
更新		
商標の更新申請に関するもの	2,250,000 ルピア (約 174 米ドル/約 18,000 円)	1 クラス当たり
猶予期間内の商標の更新申請に関するもの	4,500,000 ルピア (約 347 米ドル/約 36,000 円)	1 クラス当たり
国際商標登録の更新申請に関するもの	180 スイスフラン (約 168 米ドル/約 22,500 円)	1 クラス当たり

⁶ 米ドルとルピアの為替レートは固定されており、2022 年 3 月 8 日時点では 1 USD = 13,000 IDR のレートが適用される。また、ルピアと円は変動相場であるが、上記表では 2022 年 3 月 8 日時点の為替レート(1 IDR = 0.008 JPY)に基づき記載している。スイスフランも同様に 2022 年 3 月 8 日時点の為替レート(1 CHF = 124.6 JPY)に基づき記載している。

種類	料金 ⁶	備考
猶予期間内の国際商標登録の更新申請に関するもの	360 スイスフラン (約 336 米ドル/約 45,000 円)	1 クラス当たり
不服申立て		
商標審判委員会への不服申立てに関するもの	3,000,000 ルピア (約 231 米ドル/約 24,000 円)	1 出願当たり
異議申立て		
商標異議申立てに関するもの	1,000,000 ルピア (約 77 米ドル/約 8,000 円)	1 出願当たり
記録		
商標出願人の氏名もしくは名称および/または住所の変更の記録	300,000 ルピア (約 24 米ドル/約 2,400 円)	1 出願番号当たり / 1 登録番号当たり
商標譲渡の記録	700,000 ルピア (約 54 米ドル/約 5,700 円)	1 出願番号当たり / 1 登録番号当たり
ライセンス契約の記録	1,000,000 ルピア (約 77 米ドル/約 8,000 円)	1 登録番号当たり
団体商標の使用条件の変更の記録	300,000 ルピア (約 24 米ドル/約 2,400 円)	1 登録番号当たり
出願人の誤りによる商標出願の変更の記録	200,000 ルピア (約 16 米ドル/約 1,600 円)	1 出願当たり
出願人の誤りによる登録商標の変更の記録	300,000 ルピア (約 24 米ドル/約 2,400 円)	1 登録番号当たり
その他		
登録商標の登録取消の取得	200,000 ルピア (約 16 米ドル/約 1,600 円)	1 登録番号当たり
ライセンス契約の記録の引証の取得	300,000 ルピア (約 24 米ドル/約 2,400 円)	1 登録番号当たり

種類	料金 ⁶	備考
商標の引証の取得	300,000 ルピア (約 24 米ドル/約 2,400 円)	1 登録番号当たり
商標更新供述書の取得	200,000 ルピア (約 16 米ドル/約 1,600 円)	1 登録番号当たり
商品・役務分類供述書の取得	200,000 ルピア (約 16 米ドル/約 1,600 円)	1 出願当たり、1 クラス当たり
商品・役務分類類似性供述書の取得	200,000 ルピア (約 16 米ドル/約 1,600 円)	1 出願当たり、1 クラス当たり
商標優先権証明書の取得	300,000 ルピア (約 24 米ドル/約 2,400 円)	1 出願当たり

特許庁委託事業

インドネシアにおける商標制度・運用に係る実態調査

2022年3月

禁無断転載

[調査受託]

SCL Nishimura & Asahi Limited

独立行政法人 日本貿易振興機構

バンコク事務所

(知的財産権部)

本冊子は、2021年度に日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部が調査委託を行ったSCL Nishimura & Asahi Limitedが作成した調査報告等に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。

Copyright(C)2022 JPO/JETRO All right reserved.